

# 治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号 ロイクラトン麹町  
電 話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664  
ホームページ <https://zensuiren.org/>  
お問い合わせ [info@zensuiren.org](mailto:info@zensuiren.org)  
編集・発行 椿本和幸



柿田川（一級河川狩野水系） 静岡県駿東郡清水町役場写真提供

（国土交通省 中部地方整備局 沼津課河川国道事務所ホームページより）

柿田川は静岡県清水町のほぼ中心部を南北に流れる、延長1.2kmの狩野川の支川です。この川は、富士山の南東の山麓にあり、富士山周辺で降った雨水や雪どけ水が地面にしみこみ、地下水となって湧き出して出来たものです。

富士山全体の地下水の量は、1日当たり約450万 $\text{m}^3$ ともいわれています。その約2割にも相当する1日約100万 $\text{m}^3$ （およそ25mプール2000杯分）の水が湧き出しているのが柿田川です。柿田川は、湧水を水源としていることから、かつては泉川、地域は泉郷と呼ばれていました。

富士山の周辺には、同じように水の湧き出るところが何ヶ所もあります。その中で柿田川の水量が最も多く「東洋一の湧水」と呼ばれています。柿田川の湧水は、国道1号に接した崖地の下を中心に数十箇所の湧き出し口（湧き間）があり、そこから狩野川に流れこんでいます。

## ● 目 次

令和2年度水管理・国土保全局関係予算のポイント 国土交通省水管理・国土保全局 河川計画課…… 2  
水防月間実施について 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室…………… 39

# 令和2年度水管理・国土保全局関係予算のポイント

国土交通省水管理・国土保全局 河川計画課

## 1. 予算の考え方

### (1) 令和2年度予算の基本方針

令和元年東日本台風や平成30年7月の豪雨など、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害や、切迫する大規模地震に対し、人命を守るとともに壊滅的な社会経済的被害を回避し、将来にわたり安全で活力のある地域をつくるため、以下の施策等を展開するための予算を計上した。

これら施策の実施にあたっては、新たな技術を最大限活用しながら、整備効果の高いハード対策と住民目線のソフト対策を総動員することにより、『水防災意識社会』の再構築を推進する。

- ・気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を見据えた「事前防災対策」の加速化
- ・令和元年東日本台風等の自然災害に対する改良復旧による再度災害防止
- ・地域の基幹的防災インフラの老朽化に対する計画的な修繕・更新
- ・住民主体の避難行動のための情報提供の充実
- ・多様な主体と連携した防災・減災Society5.0社会の実現
- ・水辺空間や良好な自然環境を中心とした賑わいの創出、観光振興
- ・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の着実な実施

### (2) 事前防災予算の確保

近年、毎年のように大きな水害・土砂災害が発生している状況であり、これらの水害・土砂災害に対しては、被災地域における再度災害防止対策を講じるとともに、これら災害で明らかとなった課題に対する全国河川等での事前防災対策を一体的に展開してきたところである<表-1参照>。

今や、いつどこで発生するか分からない水害に対し、被害が生じる前に事前に対策を講じること（以下、「事前防災対策」という）により、

- ①被害を大きく軽減でき、特に人命を守ることにつながる

②災害後の復旧や被災者の生活再建等に係る負担、社会経済活動への影響などを軽減できるなどから、後手に回ることのないよう、着実に進めることが重要である<例えば、図-1>に示す、一昨年前に西日本を襲った平成30年7月豪雨で甚大な浸水被害が生じた高梁川水系小田川の例)。

近年の水管理・国土保全局関係予算をみると、頻発・激甚化する災害により甚大な被害を受けた地域の再度災害防止対策予算の増大や、高度経済成長期に整備した基幹的防災インフラの老朽化の進行に伴う施設の維持管理・更新に要する費用の増大等により、「事前防災対策」に必要な予算を十分に確保できない状況である。

こうした中、令和元年度の予算については、消費税率引上げびの需要変動に対する対策の一環として臨時・特別の措置が講じられ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下、3か年緊急対策）の予算が当初予算に上乗せで計上された結果、水管理・国土保全局関係予算全体が前年度比1.38倍を確保できたため、事前防災対策についても前年度比1.49倍の予算を確保することができた。

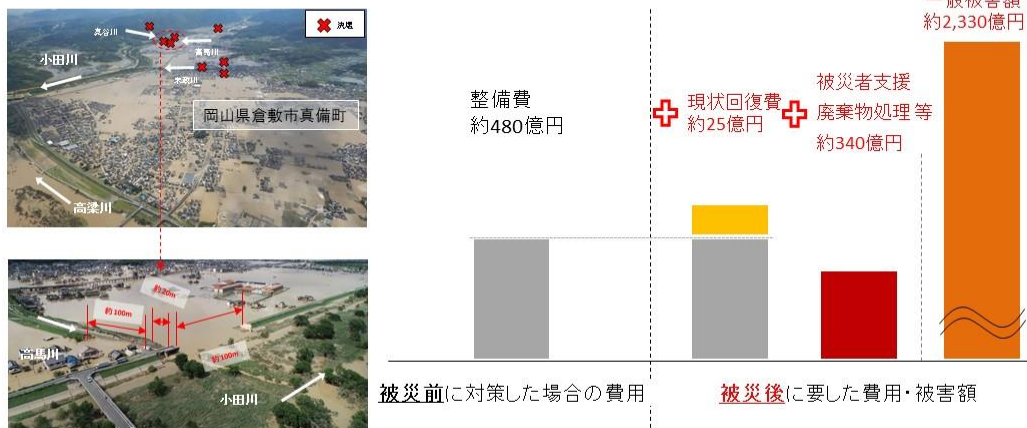
令和2年度予算においても、引き続き3ヶ年緊急対策の予算が上乗せで計上されることとなったことに加え、令和元年東日本台風等で被害を受けた地域の再度災害防止対策については、令和元年度に拡充した河川大規模災害関連事業等（別枠の災害復旧関係費により予算措置）を最大限活用することにより、令和元年度に引き続き、「事前防災対策」を計画的に推進するための予算として、前年並みの約5,439億円（対前年1.02倍）を確保した。

近年の大規模な水害に対しては、  
再度災害防止対策とともに、課題を踏まえた全国対策を一体的に展開

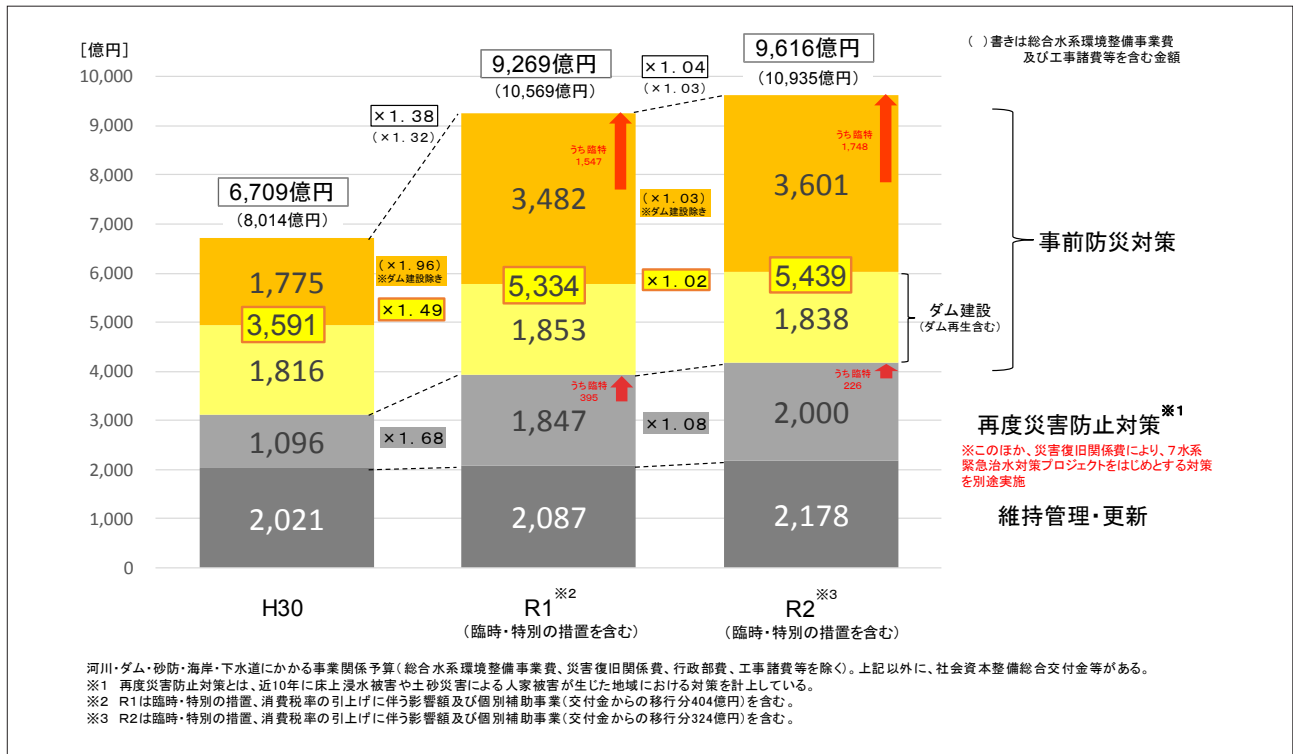
	再度災害対策 (被災地)	課題を踏まえた対応 (全国)
平成27年9月 関東・東北豪雨 	鬼怒川緊急対策 プロジェクト	水防災意識社会 再構築ビジョン
平成28年8月 北海道・東北豪雨 	北海道緊急治水対策 プロジェクト	
平成29年7月 九州北部豪雨 	九州北部緊急治水対策 プロジェクト	中小河川 緊急治水対策プロジェクト
平成30年7月 西日本豪雨 	真備緊急治水対策 プロジェクト 肱川緊急治水対策 プロジェクト	防災・減災、国土強靱化 のための3か年緊急対策

<表-1>近年の水害・土砂災害を受けた再度災害対策および課題を踏まえた対策

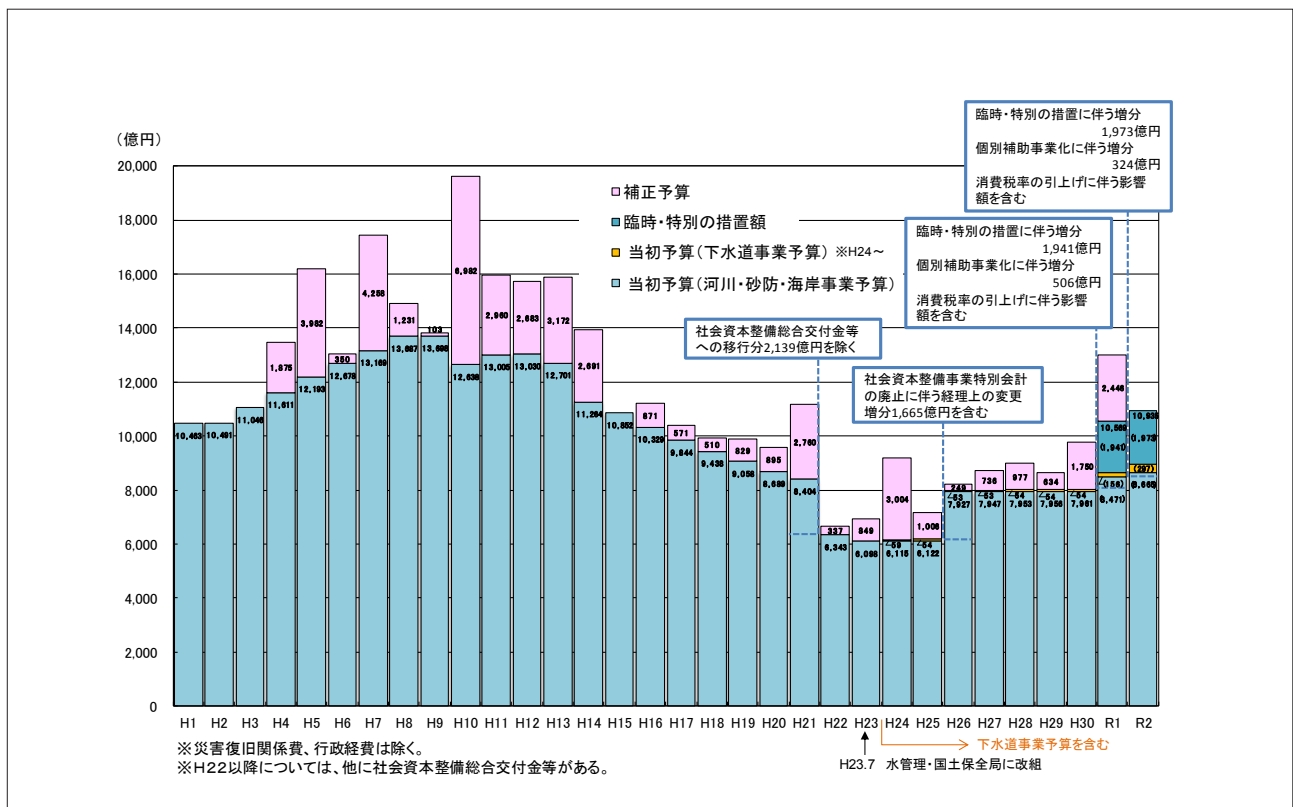
- 堤防が決壊するなどにより、約12平方キロに及ぶ大規模な浸水が発生。
- 関連死を含めて64名の死者。4,646軒が全壊、大規模半壊・半壊が約846軒。
- 浸水解消までに約5日間を要し、莫大な一般被害が生じた。
- 倉敷市真備町では発災後、人口が約2,000人減少。



<図-1>平成30年7月豪雨での高梁川水系小田川の事例



<図2>事前防災対策、再度災害防止対策等に係る予算の推移



<図3>水管理国土保全局関係予算の推移

### (3) 地方公共団体への支援の充実

令和元年東日本台風をはじめ、近年の頻発・激甚化する災害により全国各地で水害・土砂災害が発生し、地方公共団体が管理する施設においても甚大な被害が頻発しているところである。このため、地方公共団体が実施する事業について、計画的・集中的な整備により効果の早期発現を図るため、令和元年度から新たに創設した個別補助事業制度について、新たに危険性が特に高い区間における河道掘削や大規模施設の更新・改良事業等についても対象とする制度拡充を行うこととした。

加えて、地方公共団体が地方単独事業として実施している中小河川等の維持掘削・浚渫について、地方公共団体が厳しい財政状況の中であっても、十分に実施できるよう、総務省と連携して、「緊急浚渫推進事業債」を創設した。

## 2. 新規制度

※創設・拡充する主な制度を記載。  
 その他はP33～P35参照

### (1) 水ダムも含めた既存ダムの徹底活用

令和元年東日本台風など近年の水害の激甚化を踏まえると、流域全体を見据えて、下流の全川にわたって水位を低下させ、上流部でダムや遊水地を整備し洪水調節を行うことが極めて重要である。

一方、我が国には、治水を目的に含む国土交通省所管の562ダムの他に、電力や農業用水など専ら利水を目的とするダムが898あり、これら全てのダムの容量のうち水害対策に使える「洪水調節容量」は約3割にとどまっている。

こうした課題に対しては、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁や利水者とも調整の上で、利水ダムなどの利水のための貯留水をあらかじめ放流し、洪水調節のための容量を確保する「事前放流」を本格的に拡大することが重要である。

このため、令和元年11月26日に「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた検討会議」が設置された。本会議では、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が策定された。

国土交通省としては、令和2年度予算において、利水ダムの事前放流に伴って損失が生じた場合の補填制度や、事前放流で用いる放流設備等の改造への補助制度等を創設する。

○既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた検討会議  
 (令和元年11月26日設置)

水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行うため、既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議を開催する。

- 構成員
- 議長： 内閣総理大臣補佐官(国土強靱化等)
  - 議長代理： 内閣官房副長官補(内政)
  - 副議長： 水管理・国土保全局長
  - 構成員： 医薬・生活衛生局長(上水道)
  - 農村振興局長(農業用水道)
  - 経済産業政策局長(工業用水道)
  - 資源エネルギー庁長官(水力発電)
  - 気象庁長官
- オブザーバ：内閣府政策統括官(防災担当)

<図-4>検討会議設置趣旨および構成員

### 【既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針】(抜粋)

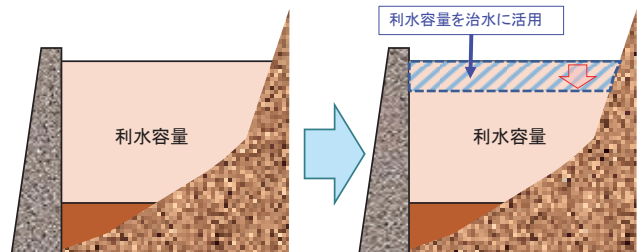
全ての既存ダムを対象に検証しつつ、以下の施策について早急に検討を行い、国管理の一級水系(ダムが存する!"水系。以下同じ。)について、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととする。

- (1)治水協定の締結
- (2)河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備
- (3)事前放流等に関するガイドラインの整備と  
操作規程等への反映
- (4)工程表の作成
- (5)予測精度向上等に向けた技術・システム開発

<図-5>「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(抜粋)

### 1. 利水ダムの事前放流に伴う補填制度の創設

利水ダムの治水協力にあたっては、事前放流を行った場合に利水容量が従前と同様に回復しない等の損失リスクがある。このため、治水協力を促進する観点から、利水ダムにおいて事前放流を行う際、利水者に特別の負担が発生した場合における損失の補填制度を創設する。

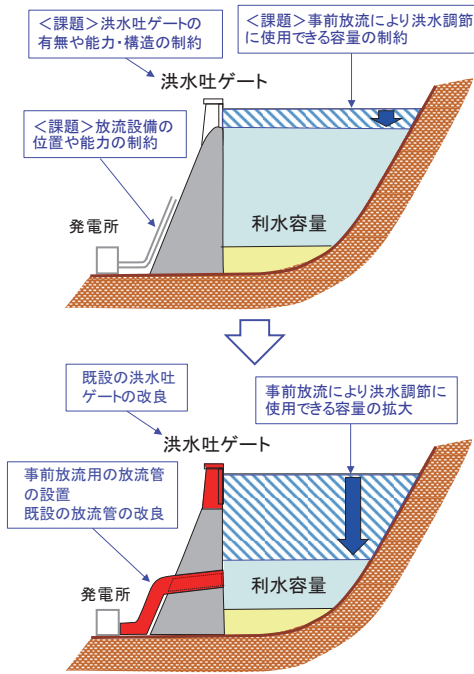


<図-6>事前放流による利水容量の治水への活用

### 2. 利水ダムの放流設備等改造に対する補助制度の創設

利水ダムの中には、発電や利水補給に使用される放流管が小規模であるなどの構造上の理由により、事前放流が十分に行えないなどのダムもあり、事前放流を行うためには、放流管や洪水吐ゲート

の改造が必要となる場合がある。このため、利水ダムが事前放流を行うために実施する放流設備等の改造に対して、その費用の一部を補助する制度を創設する。



<図-7>利水ダムの放流設備等改造

### (2) 災害復旧・改良復旧制度の拡充

近年の頻発・激甚化する災害を受け、再度災害防止対策に必要な費用が事前防災対策の予算を圧迫している状況であることから、これに対しては、災害関連事業として実施できる改良復旧の範囲を拡大することで、災害復旧関係予算をより一層活用することが期待される。

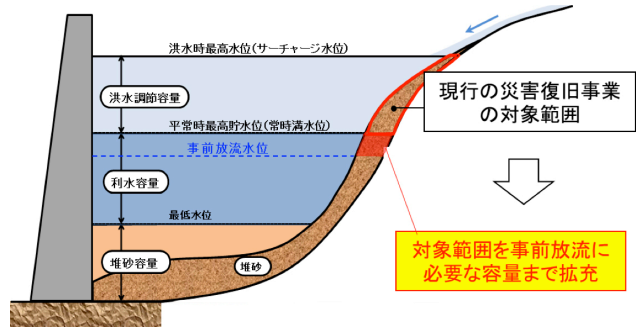
このため、令和元年度に、河川大規模災害関連事業の運用を変更し、改良復旧に要する費用の上限及び対策内容の適用範囲を拡充した。

令和2年度当初予算においては、災害復旧・改良復旧制度を更に充実するため、河川・砂防・海岸の各分野において、対象事業の拡充等を行い、迅速かつ確実な再度災害防止を図る。

### 1. 豪雨に伴うダムへの堆砂に対する災害復旧事業による除去対象の拡充

近年の災害の激甚化・頻発化により、ダムの上流域から貯水池内へ流入する土砂が増加し、ダムの洪水調節機能が低下する等の問題が生じる可能性がある。こうした豪雨等による大量の土砂流入がダムの堆砂要因の多くを占めているとともに、流入後速やかに除去することが経済的である。

一方、従前の災害復旧事業で実施できる除去は洪水調節容量内と限定的となっている。そこで、災害復旧事業で実施できる堆砂除去の対象範囲を、事前放流に必要な容量まで拡充する。

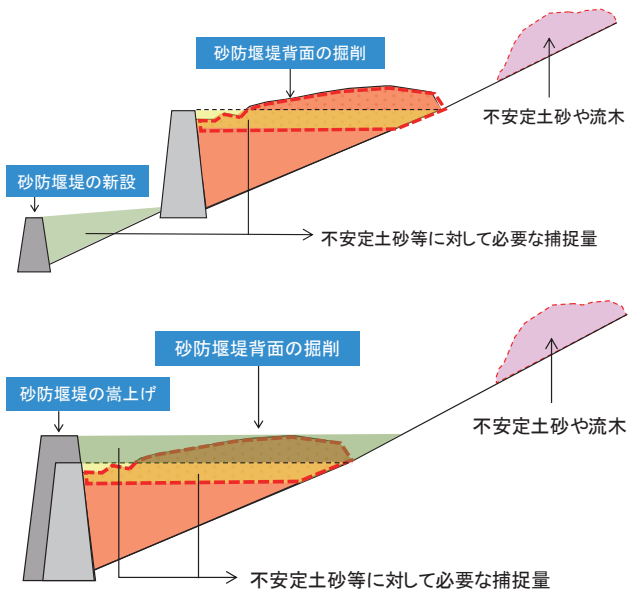


<図-8>豪雨に伴うダムへの堆砂に対する災害復旧事業による除去対象の拡充

### 2. 災害関連緊急事業による砂防堰堤新設等と一体的な捕捉空間の確保

令和元年東日本台風では、多数の砂防堰堤が土砂・流木を捕捉し、地域の安全を確保した。一方で、土石流を捕捉後、都道府県は単独費で砂防堰堤の機能復旧を実施しているが、大きな財政上の負担を伴うため、土砂災害時の早期安全確保が困難となっている。

このため、砂防災害関連緊急事業等について、用地制約等により、砂防堰堤の新設もしくは嵩上げのみでは不安定土砂等に対して必要な捕捉土砂・流木量を確保できない場合には、既設砂防堰堤背面を掘削することで必要な空間を確保することを可能とした。



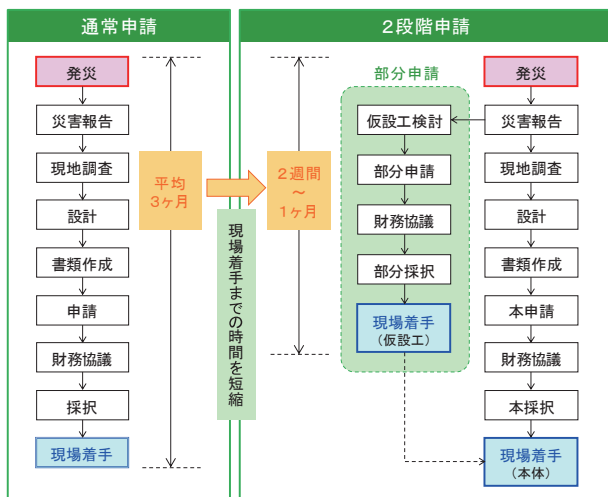
<図-9>

堰堤の新設や嵩上げと一体的な計画に基づく掘削のイメージ

### 3. 土石流等による二次災害防止に向けた災害関連緊急事業の運用改善

令和元年東日本台風により、952件の土砂災害が発生し、記録の残る台風により発生した土砂災害のなかで最大の発生件数となった。一方、土石流が発生した溪流等からの二次災害を防ぐための「災害関連緊急砂防事業」は、事業採択までに約3ヶ月の期間を要しており、工事着手および整備完了に遅れが生じている。

このため、土石流等が発生した溪流における二次災害防止について、より早期に安全を確保するため、災害関連緊急事業を迅速に工事着手できるよう、本申請に先立って部分的な申請を認める運用を導入する。



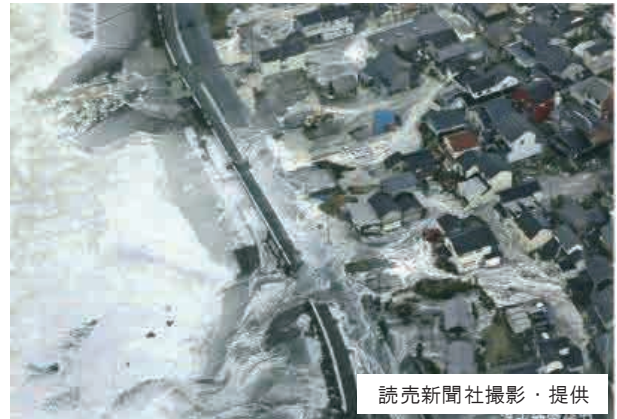
<図-10>申請手続きのイメージ

### 4. 海岸施設の再度災害防止のための災害関連事業（直轄海岸）の創設

南海トラフ地震等の大規模地震の発生リスクが高まるなか、事前防災対策（海岸堤防の整備等）を進めるとともに、発災後の再度災害防止対策を迅速に行う必要がある。

一方で、従前では、直轄で整備した海岸保全施設が被災した場合、災害復旧事業として原形復旧は行われるものの、再度災害防止のために必要となる改良事業を迅速に実施する仕組みがなかった。

このため、直轄海岸事業を実施している海岸において、原形復旧（災害復旧事業）のみでは再度災害防止として十分な効果が期待できない場合に、災害復旧事業と合わせて改良・新設工事を実施する「災害関連事業」を創設する。



<図-11>富山県下新川海岸被災状況（平成20年2月24日）

### (3) 個別補助事業制度の拡充

地方公共団体が実施する事業については、これまで社会資本整備総合交付金等により支援してきたところであるが、近年の頻発・激甚化する災害への対応として、こうした事業についても計画的・集中的な整備により効果の早期発現を図ることが重要である。このため、令和元年度より主体の異なる事業間の連携が必要な事業、放水路や遊砂地等の整備等の大規模事業を対象とした個別補助事業制度を創設した。

令和2年度においては、昨年の東日本台風等の災害を踏まえ、大規模な河道掘削や大規模施設の更新・改良事業等も対象とするよう、個別補助事業制度を拡充する。

<p><b>R元年度</b></p> <p><b>①大規模事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模特定河川事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・放水路の整備や横断工作物（橋梁、堰等）の改築等</li> </ul> </li> <li>○大規模特定砂防事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊砂地等の大規模基幹施設の整備（土砂・洪水氾濫）</li> </ul> </li> <li>○下水道床上浸水対策事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な再度災害防止</li> </ul> </li> </ul> <p><b>②事業間連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業間連携河川事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ氾濫域を有する本川と支川で連携した河川整備</li> <li>・内水氾濫に対する河川・下水道一体となった整備</li> <li>・津波高潮に対する河川・海岸一体となった整備</li> <li>・土砂・洪水氾濫対策としての河川・砂防一体となった整備等</li> </ul> </li> <li>○事業間連携砂防等事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害対策としての道路事業・河川事業・砂防事業間の連携</li> </ul> </li> <li>○海岸保全施設整備連携事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波・高潮対策としての河川事業・港湾事業・海岸事業間の連携</li> </ul> </li> <li>○事業間連携下水道事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川事業と一体的に実施する下水道整備</li> </ul> </li> </ul>	<p>※下線部はR2年度から拡充・創設</p> <p><b>R2年度</b></p> <p><b>①大規模事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模特定河川事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・放水路の整備や横断工作物（橋梁、堰等）の改築等</li> <li>・危険性が特に高い区間で集中的に水位を低下させるための河道掘削等</li> </ul> </li> <li>○大規模特定砂防事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊砂地等の大規模基幹施設の整備（土砂・洪水氾濫、砂防・地すべり・火山噴火対策）</li> </ul> </li> <li>○下水道床上浸水対策事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な再度災害防止</li> </ul> </li> <li>○大規模雨水処理施設整備事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水処理を担う大規模な下水道施設の設置・改築</li> </ul> </li> </ul> <p><b>②事業間連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業間連携河川事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ氾濫域を有する本川と支川で連携した河川整備</li> <li>・内水氾濫に対する河川・下水道一体となった整備、貯水池等流域対策</li> <li>・津波高潮に対する河川・海岸一体となった整備</li> <li>・土砂・洪水氾濫対策としての河川・砂防一体となった整備等</li> </ul> </li> <li>○事業間連携砂防等事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害対策としての道路事業・河川事業・砂防事業間の連携</li> </ul> </li> <li>○海岸保全施設整備連携事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波・高潮対策としての河川事業・港湾事業・海岸事業間の連携</li> </ul> </li> <li>○事業間連携下水道事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川事業と一体的に実施する下水道整備</li> </ul> </li> </ul> <p><b>③老朽化対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模施設更新・改良           <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した基幹的防災インフラ施設の更新等</li> </ul> </li> </ul>
--	---

<図-12> 個別補助事業の拡充・創設内容

「個別補助事業」の対象事業の概要

【創設/拡充する主な事業制度の概要】

1. 河川事業

■大規模特定河川事業（氾濫危険区域河道掘削）

氾濫危険区域河道掘削は、事前防災対策が十分に行えておらず、計画規模の洪水が生じた場合に氾濫する危険性が著しく高い川幅が狭い区間や堤防未整備区間などの流下能力が不足している区間、バックウォーターの恐れがある区間について、河川の水位を低くする河道掘削等を計画的・集中的に実施することにより、早期に治水安全度を向上させることを目的とする。

【令和2年度 実施箇所数：106箇所 事業費計：約196億円】

[事業要件]

- ・指定区間内の一級河川又は二級河川で実施するもの。
- ・概ね5年以内で完了させるもの。（区間内で河道掘削とあわせて橋梁等構造物の整備が必要な場合は、概ね10年以内で完了させるもの。）
- ・全体事業費が5億円以上であるもの。
- ・川幅が狭い区間や堤防未整備区間などの流下能力が不足している区間や、バックウォーターの恐れがある区間等で河川の水位を低くする

河道掘削等の集中的かつ重点的な投資が必要なもの。

- ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等が公表されていること。

【具体事例】

令和2年度より本事業を活用する箇所の一つである京都府京都市の淀川水系鴨川では、流下能力が不足しており、平成25年9月の台風第18号による出水などにより、甚大な被害が発生した。このため、「氾濫危険区域河道掘削」により、桂川との合流付近の河道掘削等を集中的に実施することにより、流下能力の不足を解消し、早期の治水安全度の向上を図る。



<写真-1> 事業実施区間（鴨川）





<写真-2>事業着手前の状況（鴨川）

■大規模更新河川事業

大規模更新河川事業は、水門、ポンプ設備等の河川管理施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づき延命化を図っている施設のうち、大規模な更新が必要なものについて、計画的・集中的に実施することにより、施設機能を確保することを目的とする。

〔令和2年度 実施箇所数：21箇所 事業費計：約27億円〕

[事業要件]

- ・指定区間内の一級河川又は二級河川で実施するもの。
- ・長寿命化計画が策定されていること。
- ・概ね10年以内で完了させるもの。
- ・全体事業費が4億円以上であるもの。
- ・機能不全による社会への影響度から更新の優先度が高い施設であること。
- ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等が公表されていること。

[具体事例]

令和2年度より本事業を活用する箇所の1つである福井県福井市の九頭竜川水系江端川の江端川第一排水機場では、設置から約60年経過し、経年的な劣化により機器の性能低下や故障が発生している。このため大規模更新河川事業により、原動機等の更新を計画的・集中的に実施することにより、施設機能を確保する。また、耐用年数が長い機器に更新することにより、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、原動機を電子制御にすることで運転操作の省人化を図る。



<写真-3>江端川第一排水機場



<写真-4>主ポンプ、減速機、原動機

2. 砂防事業

■大規模特定砂防等事業

大規模特定砂防等事業（以下、本事業という）は、事前防災対策が十分に行われておらず、土砂・洪水氾濫が生じた場合の危険性が著しく高い流域等について、計画的・集中的な対策を実施することにより、早期に安全度を向上させることを目的とする。従来は土砂・洪水氾濫対策のみが対象となっていたが、令和2年度より火山砂防事業や地すべり対策事業、同時多発土砂災害対策についても対象に含めることとした。

〔令和2年度 実施箇所数：83箇所 事業費計：約62億円〕

[事業要件]

- ・交付金事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業のいずれかの採択基準に該当するもの
- ・概ね10年以内で完了させるもの。

- ・全体事業費が5億円以上であるもの。
- ・土砂・洪水氾濫対策のための計画等※に位置づけられた大規模な基幹施設に係る砂防事業等
- ・土砂・洪水氾濫対策のための計画等※に基づき、本事業の整備効果を高めるために、都道府県が都道府県単独事業や交付金事業を実施中又は実施見込みであること

※土砂・洪水氾濫対策のための計画、火山砂防計画、地すべり防止工事基本計画、一連地区の施設配置計画

[具体事例]

令和2年度より本事業を活用する箇所の一つである山形県南陽市の最上川水系織機川では、流域内に多量の不安定土砂が堆積しており、平成26年7月の豪雨などにより、甚大な被害が発生した。このため、大規模特定砂防等事業により、大規模な基幹施設である砂防堰堤の整備を集中的に実施することにより、早期の地域の安全度の向上を図る。



<写真-5>最上川水系織機川（山形県南陽市）

■大規模更新砂防等事業

大規模更新砂防等事業は、計画的な更新が十分に行われておらず、土石流等により砂防関係施設が被災する危険性が著しく高い流域について、計画的・集中的更新を実施することにより、早期に安全度を向上させることを目的とする。

[令和2年度 実施箇所数：48箇所 事業費計：約28億円]

[事業要件]

- ・交付金事業のうち通常砂防設備等緊急改築事業、急傾斜地崩壊防止施設緊急改築のいずれかの採択基準に該当するもの

- ・概ね10年以内で完了させるもの
- ・全体事業費が2億円以上であるもの
- ・土砂災害により被災するおそれがある区域に多くの家屋が立地しているなど社会への影響度が高いことから更新の優先度が高いこと
- ・長寿命化計画が策定されている砂防関係施設に係る事業であること

[具体事例]

令和2年度より本事業を活用する箇所の一つである富山県中新川郡上市町の早月川水系小又川では、流域内に多量の不安定土砂が堆積している。また昭和42年に整備された小又1号砂防堰堤は土石流対応の構造を有しておらず、砂防堰堤の損傷も確認されていることから、土石流発生時には破壊され、下流で甚大な被害が発生するおそれがある。このため、大規模更新砂防等事業により、小又1号砂防堰堤の更新を集中的に実施することにより、早期の地域の安全度の向上を図る。また、水通天端にゴムと鉄板の複合材を用いることで、天端摩耗に対する耐久性を向上させ、ライフサイクルコストの低減を図る。



<写真-6>小又1号砂防堰堤（富山県上市町）



<写真-7>新技術活用によるLCC低減の例（天端保護工）

### 3. 海岸事業

#### ■大規模海岸保全施設改良事業

大規模海岸保全施設改良事業は、甚大な浸水被害のおそれがある地域において、水門・樋門、陸閘、排水機場の老朽化対策（これに伴う改良や更新を含む）又は施設機能の向上を図る整備を実施し、津波・高潮対策等を計画的かつ集中的に推進することで、背後地の人命・資産の防護を図ることを目的とする。

[令和2年度 実施箇所数：2箇所 事業費計：約2.6億円]

#### [事業要件]

- ・防護区域が大規模地震が想定される地域又はゼロメートル地域であり、かつ区域内に地域中枢機能集積地区等を有すること
- ・概ね10年以内で完了させるもの
- ・全体事業費が4億円以上であるもの
- ・長寿命化計画が策定されていること

#### [具体事例]

令和2年度より本事業を活用する箇所の一つである佐賀県の東与賀排水機場は、佐賀市の中心市街地などを背後にかかえ、昭和59年（1984年）に竣工したが、近年、主ポンプを稼働するための原動機（エンジン）について、耐用年数が過ぎた部品が多く老朽化が著しい状況にあり、高潮浸水時等に、当該排水機場が正常に作動しない場合、排水能力を発揮できずに浸水被害が拡大・長期化するなどの危険性がある。このため早急な更新を計画的かつ集中的に実施することにより、十分な防護機能を発揮できるように緊急改良を行い、浸水被害の防止を図る。



<写真-8>背後地を浸水から守る東与賀排水機場



<写真-9>老朽化が進む原動機

### 4. 下水道事業

#### ■大規模雨水処理施設整備事業

大規模雨水処理施設整備事業は、雨水処理を担う下水道施設の計画的な整備や適切な機能確保を図るため、一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な施設の整備を集中的に実施することにより、内水浸水被害を軽減することを目的とする。

[令和2年度 実施箇所数：50箇所 事業費計：約250億円]

#### [事業要件]

- ・交付金事業のうち通常の下水道事業、下水道浸水被害軽減総合事業、都市水害対策共同事業、下水道総合地震対策事業のいずれかに該当する事業のうち、雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築を実施するもの
- ・概ね10年以内で完了するもの
- ・全体事業費が5億円以上であるもの

#### [具体事例]

令和2年度より大規模雨水処理施設整備事業を実施する福岡市天神周辺地区は、西鉄福岡駅や市営地下鉄天神駅などが位置する交通結節点で、都市機能が集積していることに加え、天神地下街に接続する商業ビルや公共交通機関など地下空間が高度に発達しており、浸水による影響がきわめて大きい地域である。このため、大規模な雨水管渠等の整備を集中的に実施することにより、浸水被害の防止・軽減を図る。



<写真-10>天神地下街の様子（写真提供：福岡市）



<写真-11>大規模な雨水管の整備（イメージ）

(4) 緊急浚渫推進事業債の創設【総務省による措置】

地方公共団体が維持管理として実施する河川等の浚渫に要する標準的な経費については、これまでも単独費用により普通交付税措置を講じており、地方公共団体においては、通常の維持管理としての河川等の浚渫が実施されている。

一方、令和元年東日本台風をはじめ、近年の頻発・激甚化する災害により全国各地で水害・土砂災害が発生し、地方公共団体が管理する区間・施設

においても甚大な被害が頻発しているなどにより、地方公共団体の負担が増大しており、以下の課題への対応が急務となっている。

- 【河川】経年的な河床の上昇、河道の埋塞等による洪水危険性の高まり
- 【ダム】ダム貯水池への堆砂の進行に伴う、洪水調節機能に対する影響
- 【砂防】砂防堰堤背面への堆砂の進行に伴う土石流捕捉機能に対する影響 等

これらの課題解決のためには、維持管理での掘削・浚渫等が重要となるが、地方公共団体においては地方単独費の確保なども課題となっていることを踏まえ、総務省において令和2年度より新たに「緊急浚渫推進事業債」が創設された。

制度設計にあたって、総務省等と連携して地方公共団体が緊急に実施する必要がある河川等の浚渫事業について調査を実施したところ、必要な事業費が4,900億円と見込まれたことから。令和2年度から令和6年度の5年間で計4,900億円を想定し、令和2年度については地方財政計画に900億円が計上されている。

地方公共団体において、本事業債を最大限活用しながら、集中的に掘削等の対策を進めて頂けるよう、国土交通省としても、対策の優先順位に係る考え方を都道府県に対して示すなど技術的助言を実施していく。



<図-13>都道府県等が管理する河川等に対する支援の充実（河道掘削の例）

### 緊急浚渫推進事業の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

#### 1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

- ※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象 ※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※3 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

#### 2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

#### 3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

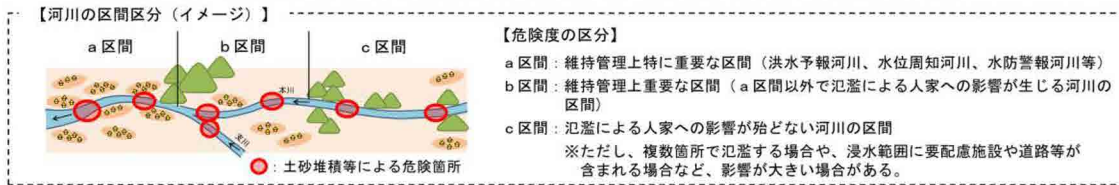
#### 4. 事業費

900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

<参考> 河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施



<図-14> 緊急浚渫推進事業債の概要

### 緊急浚渫推進事業の対象事業について

各分野の個別計画に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた浚渫が対象

【各分野共通の取扱い】

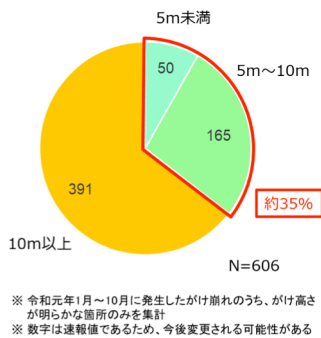
- ・ 対象経費は、土砂等の除去・樹木伐採に係る費用（設計費を含む）、付帯工事費（仮設道路の設置等）、土砂等の運搬・処理費
- ・ 個別計画には、浚渫の実施箇所や目標等を記載。ただし、個別計画に替えて、同様の事項を記載した「堆積土砂管理計画（仮称）」の策定でも可（都道府県（指定都市）は計画期間内に個別計画の策定・改定）
- ・ 初年度の令和2年度は、個別計画に位置付ける（又は「堆積土砂管理計画」（仮称）を策定する）前に着手した浚渫も対象（令和2年度中の位置付け（又は策定）が必要）

分野	実施箇所等を記載する個別計画	対策の優先順位の基準（実施箇所・目標の設定の考え方）
河川	【都道府県・指定都市】（一級・二級河川） 河川維持管理計画 【市町村】（準用河川・普通河川） 堆積土砂管理計画（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川について、氾濫形態、河川背後地の状況、河道特性等による影響度を考慮し、原則的に、A)維持管理上特に重要な区間、B)維持管理上重要な区間、C)A、B以外の区間に区分</li> <li>・ 区間区分や堆積土砂率等に応じて実施区間を優先順位付け（例：「重点」「優先」）し、河道の流下能力等の確保のための目標（例：堆積土砂率）を設定</li> </ul>
ダム	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水調節容量の余裕（20%等）に対する堆砂率が概ね15%以上の堆積土砂が存在するダムを優先的な実施箇所とし、堆積土砂を概ね15%未満にすることを目標として設定</li> </ul>
砂防	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砂防設備（砂防堰堤や溪流保全工事）について、保全対象（人家、公共施設等）や避難場所の状況等による影響度を考慮し、原則的に、A)特に甚大な被害が想定される箇所、B)甚大な被害が想定される箇所、C)A、B以外の箇所に区分</li> <li>・ 設備区分や堆積土砂率等に応じて、実施箇所を優先順位付け（例：「重点」「優先」）し、計画捕捉量等の確保のための目標（例：堆積土砂率）を設定</li> </ul>
治山	【都道府県】 個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地災害危険地区（※）に存する治山施設のうち、計画勾配を超える土砂が堆積した治山施設を優先的な実施箇所とし、堆積土砂を計画勾配の水準にすることを目標として設定</li> </ul> <p>※ 地質や地形等から山地災害による保全対象への被害の恐れがある地区</p>

<図-15> 緊急浚渫推進事業債の対象事業の概要

**(5) 急傾斜崩壊対策事業の要件緩和**

令和元年東日本台風に伴う豪雨等では、がけ高さが10m未満の箇所において多数の土砂災害が発生し、要配慮者利用施設等に影響を及ぼすとともに、避難中に被災する危険性が重大な課題となったことから、急傾斜地崩壊対策事業（防災・安全交付金）の採択要件について、要配慮者利用施設及び地域防災計画に位置付けられた避難路が保全対象に含まれる箇所については、がけ高さ「10m以上」の要件を「5m以上」に緩和する。



<図-16>がけ崩れとがけ高さの関係 (令和元年度)



<図-17>急傾斜地崩壊の事例

**(6) 直轄砂防管理の拡充**

直轄砂防管理については、これまで継続的に多量の土砂流出があることによって被害が生じるおそれのある箇所において実施してきたところである。一方、高度な技術を用いた施工や監視・観測による砂防管理を必要とするため、都道府県では管理が困難な箇所も存在しており、このような箇所においては、直轄砂防管理を実施する必要がある。このため、砂防管理において無人化施工による除石工事や遠隔からの高精度な変位量観測等、砂防設備の管理の実施に伴う安全の確保に高度な技術を要するものについて、直轄砂防管理の採択要件に追加する。

**3. 新規事業**

**(1) ダム再生事業**

既存ダムを有効活用し、堤体のかさ上げ・放流設備の増設等を行うことで機能の向上を図る「ダム再生事業」について、令和2年度に新たに5事業（直轄3、補助2）に着手（実施計画調査着手）するとともに、2事業（直轄2）を実施計画調査から建設事業に移行し、全国で計30事業を実施している。（各事業の詳細についてはP35～P37参照）

**■九頭竜川上流ダム再生事業【直轄】（福井県）**

本事業は、九頭竜川沿川における浸水被害の防止又は軽減を図るため、九頭竜川上流の既存ダムの有効活用（洪水調節容量、利水容量の振替など）により治水機能の向上を図るものである。令和2年度から実施計画調査に着手する。

**【事業概要】**

- 事業内容：放流機能増強
- 全体事業費：約310億円
- 事業期間：2020年度～2032年度



<写真-12>九頭竜ダム（九頭竜川水系九頭竜川）

**■旭川中上流ダム再生事業【直轄】（岡山県）**

本事業は、旭川沿川における浸水被害の防止又は軽減を図るため、既存の旭川ダムの利水容量を洪水調節容量に振り替えるとともに、放流機能の増強を行うこと等により、治水機能の向上を図るものである。令和2年度から実施計画調査に着手する。

**【事業概要】**

- 事業内容：旭川ダム 容量振替、放流機能増強
- 湯原ダム 容量振替
- 全体事業費：約450億円
- 事業期間：2020年度～2037年度



<写真-13>旭川ダム、湯原ダム (旭川水系旭川)

■小見野々ダム再生事業【直轄】(徳島県)

本事業は、那賀川沿川における浸水被害の防止又は軽減を図るため、既存の小見野々ダムを下流に移設し、利水容量を洪水時に洪水調節容量に振り替えるとともに、貯水池に堆積した土砂の掘削を実施し、新たに治水機能を確保するものである。令和2年度から実施計画調査に着手する。

【事業概要】

事業内容：小見野々ダムの下流移設、容量振替、堆砂対策

全体事業費：約500億円

事業期間：2020年度～2038年度



<写真-14>小見野々ダム (那賀川水系那賀川)

■裾花川流域ダム再生事業【補助】(長野県)

本事業は、裾花川沿川における浸水被害の防止又は軽減を図るため、既存の奥裾花ダムをかさ上げするとともに、既存の裾花ダム及び奥裾花ダムの堆砂対策により、治水機能の向上を図るものである。令和2年度から実施計画調査に着手する。

【事業概要】

事業内容：奥裾花ダム 堤体かさ上げ、堆砂対策  
裾花ダム 堆砂対策

全体事業費：約710億円

事業期間：2020年度～2062年度



<写真-15>奥裾花ダム、裾花ダム (信濃川水系裾花川)

■引原ダム再生事業【補助】(兵庫県)

本事業は、引原川沿川における浸水被害の防止又は軽減を図るため、既存の引原ダムをかさ上げするとともに、放流機能の増強を行うことにより、治水機能の向上を図るものである。令和2年度から実施計画調査に着手する。

【事業概要】

事業内容：引原ダムの堤体かさ上げ、放流機能増強

全体事業費：約210億円

事業期間：2020年度～2029年度



引原ダム

<写真-16>引原ダム（揖保川水系引原川）

■藤原・奈良俣再編ダム再生事業【直轄、水資源機構】（群馬県）

本事業は、利根川沿川における浸水被害の防止又は軽減を図るため、既存の奈良俣ダムの洪水調節容量と既存の藤原ダムの利水容量の振替を行い、両ダムの放流設備を改築することにより、治水機能の向上を図るものである。令和2年度から建設事業に移行する。

【事業概要】

事業内容：藤原ダム 容量振替、放流設備改築  
 奈良俣ダム 容量振替、放流設備改築  
 全体事業費：約17億円  
 事業期間：2019年度～2022年度



藤原ダム



奈良俣ダム

<写真-17>藤原ダム、奈良俣ダム（利根川水系利根川、楯俣川）

■大町ダム等再編事業【直轄】（長野県）

本事業は、犀川、千曲川及び信濃川沿川における浸水被害の防止又は軽減を図るため、既存の大町ダム、高瀬ダム及び七倉ダムの利水容量を洪水調節容量に振り替えるとともに、堆砂対策を実施することにより、治水機能の向上を図るものである。令和2年度から建設事業に移行する。

【事業概要】

事業内容：大町ダム 容量振替  
 高瀬ダム 容量振替、堆砂対策  
 七倉ダム 容量振替  
 全体事業費：約360億円  
 事業期間：2015年度～2029年度



大町ダム



高瀬ダム



七倉ダム

<写真-18>大町ダム、高瀬ダム、七倉ダム（信濃川水系高瀬川）

(2) 高規格堤防整備事業

高規格堤防は、「人命を守る」ということを最重視して、首都圏及び近畿圏のゼロメートル地帯等の



低平地において、堤防の決壊による壊滅的な被害を回避するために整備を進めている。高規格堤防の整備により、整備箇所の堤防の安全性は格段に向上し、氾濫時には周辺住民等の避難場所や様々な活動拠点として機能するとともに、良好な住環境が提供されるなど多様な効果が発揮される。令和2年度は新たに以下の地区に着工する。



<写真-19>大宮東地区の現況

■淀川直轄河川改修事業

高規格堤防（大宮東地区）【大阪府大阪市旭区】

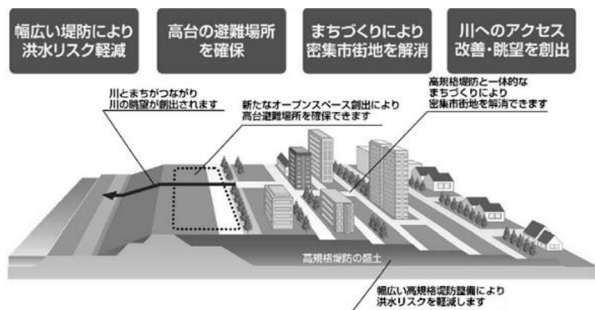
本地区周辺で堤防が決壊すると、浸水区域内人口は約51万人、被害額は約5.9兆円に及ぶ等、甚大な被害が発生する可能性がある。このため、高規格堤防を整備することにより、堤防決壊による浸水被害を防止するとともに、敷地が高台化されることで、広域的な避難場所としての利用が可能となり、地域防災力が向上する。

【事業概要】

事業内容：延長約130m，幅約100m

全体事業費：約16億円

事業期間：2020年度～2023年度



<図-19>高規格堤防の多面的な効果

(3) 環境整備事業

総合水系環境整備事業は、水系一貫した環境整備を実施するものであり、「生物の多様な生息・生育・繁殖環境の確保」、「健全な水循環系の確保」、「河川と地域関係の再構築」の方針に従い実施するものである。そのうち、「河川との地域関係の再構築」において、令和元年度には、新たに16件のかまちづくり計画を新規登録しており、新規登録した16件のうち、令和2年度に事業着手する主な事業は、以下の事業である。

所管窓口 (整備局名)	登録箇所名	推進主体 (申請者)	事業実施箇所				
			都道府県	市区町村	水系名	河川名	河川管理者
北海道 開発局	とねべつがわ 利根別川かわまちづくり	いわみざわし 岩見沢市	北海道	いわみざわし 岩見沢市	いしかりがわ 石狩川	とねべつがわ 利根別川	北海道
	まつくらがわ 松倉川かわまちづくり	はこだてし 函館市	北海道	はこだてし 函館市	まつくらがわ 松倉川	まつくらがわ 松倉川	北海道
東北地方 整備局	いちのせきちく 一関地区かわまちづくり	いちのせきし 一関市	岩手県	いちのせきし 一関市	きたかみがわ 北上川	きたかみがわ 北上川 いわいがわ 磐井川	国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所
	たまかわむらおつじがたき 玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり	たまかわむら 玉川村	福島県	たまかわむら 玉川村	あぶくまがわ 阿武隈川	あぶくまがわ 阿武隈川	国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所
関東地方 整備局	せいせきさくらがおか 聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり	たまし 多摩市	東京都	たまし 多摩市	たまがわ 多摩川	たまがわ 多摩川	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所
	きたじゆっけんがわ 北十間川かわまちづくり	すみだく 墨田区	東京都	すみだく 墨田区	あらかわ 荒川	きたじゆっけんがわ 北十間川	東京都
	いちかわみさとちよう 市川三郷町かわまちづくり	いちかわみさとちよう 市川三郷町	山梨県	いちかわみさとちよう 市川三郷町	ふじがわ 富士川	ふえふきがわ 笛吹川	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所
北陸地方 整備局	かなざわちく 金沢地区かわまちづくり	かなざわし 金沢市	石川県	かなざわし 金沢市	おおのがわ 大野川	あさのがわ 浅野川	石川県
中部地方 整備局	てんりゅうがわたかもり 天竜川高森かわまちづくり	たかもりまち 高森町	長野県	たかもりまち 高森町	てんりゅうがわ 天竜川	てんりゅうがわ 天竜川	国土交通省 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所
	いずのくにし 伊豆の国市かわまちづくり	いずのくにし 伊豆の国市	静岡県	いずのくにし 伊豆の国市	かのがわ 狩野川	かのがわ 狩野川	国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所
中国地方 整備局	しんじこ おおはしがわ 宍道湖・大橋川かわまちづくり	まつえし 松江市	島根県	まつえし 松江市	ひいかわ 斐伊川	ひいかわ 斐伊川 しんじこ おおはしがわ (宍道湖・大橋川)	国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所
四国地方 整備局	ひじかわ 肱川かわまちづくり(第1期)	おおずし 大洲市	愛媛県	おおずし 大洲市	ひじかわ 肱川	ひじかわ 肱川	国土交通省 四国地方整備局 大洲河川国道事務所
九州地方 整備局	やまぐにがわかりゆうちく 山国川下流地区かわまちづくり	よしとみまち 吉富町 こうげまち 上毛町 なかつし 中津市	福岡県 大分県	よしとみまち 吉富町 こうげまち 上毛町 なかつし 中津市	やまぐにがわ 山国川	やまぐにがわ 山国川 なかつがわ 中津川	国土交通省 九州地方整備局 山国河川事務所
	おおいし 大石かわまちづくり	うきはし うきは市	福岡県	うきはし うきは市	ちくごがわ 筑後川	ちくごがわ 筑後川	国土交通省 九州地方整備局 筑後河川事務所
	しらかわくまもとしがいぶ 白川熊本市街部かわまちづくり	くまもとし 熊本市	熊本県	くまもとし 熊本市	しらかわ 白川	しらかわ 白川	国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所
	くまがわ ひとよしちく 球磨川・人吉地区かわまちづくり	ひとよしし 人吉市	熊本県	ひとよしし 人吉市	くまがわ 球磨川	くまがわ 球磨川	国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所

<表-2>令和元年度 「かわまちづくり」 支援制度への新規登録箇所一覧

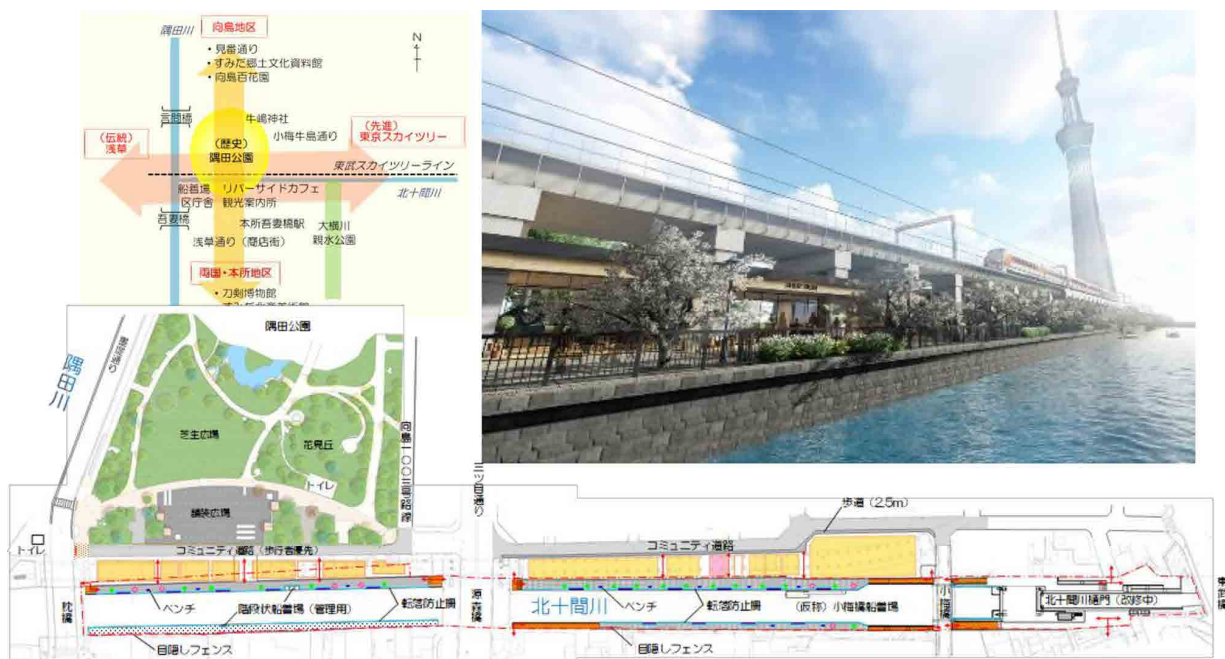
■**肱川かわまちづくり(第1期)【直轄】(愛媛県大洲市)**

大洲市では、平成30年7月豪雨災害の甚大な被害に対し、今後取り組むべき復旧・復興の基本施策を体系的に取りまとめた「大洲市復興計画」を作成し、経済・産業の再生の施策の一つとして、新たな視点での観光資源の開発に取り組むこと、松山を訪れる観光客並びに東・中予の住民を当地域へ誘引するための拠点整備を県・南予各市町等とも協調しながら進めていくこととしている。この取組を充

実させるため、本計画では、かつて「かわ」と「まち」をつなぎ大洲の発展を支えた「かわみなど」を復活させ、人が集い、自然・歴史等にふれあえる水辺空間の整備を行い、新たな賑わいの創出、地域の活性化を目指す。国土交通省では、この取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川占用敷地許可準則22条に基づき、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施する。



<図-19> 肱川かわまちづくりにおける水辺空間の整備イメージ



<図-20> 北十間かわまちづくりにおける水辺空間の整備イメージ

■北十間川かわまちづくり【補助】（東京都墨田区）

墨田区は、北十間川西側区間（枕橋から東武橋付近まで）において、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた東京スカイツリー・浅草間の賑わい創出と観光回遊性向上を目的に、水辺を中心とした鉄道高架下、北側区道、隅田公園（南側の一部）等の一体的な整備でかわまちづくりを行っている。河川管理者である東京都においては、この取組に対し、護岸の耐震化に合わせて、親水テラスや「かわとまち」をつなぐ動線整備等を行うとともに、河川占用敷地許可準則22条都市・地域再生等利用区域の指定範囲における推進主体や民間事業者のソフト施策の支援等を実施する。

（4）砂防事業

砂防事業では、令和元年東日本台風等の被害を踏まえ、災害が発生した地域における二次災害防止のための災害関連緊急事業、その周辺地域をふくめた土砂災害対策の集中的・重点的実施のための特定緊急事業や激甚な災害が発生した一連地区における再度災害防止のための激甚災害対策特別緊急事業を実施する。令和2年度は新たに以下の事業に着手する。

■岩手県における令和元年東日本台風による災害への対応

事業名	主な工種	全体事業費	事業期間
三陸地区砂防激甚災害対策特別緊急事業【補助】	砂防堰堤工等	約39億円	R2～R5



<写真-20>被災状況（平井賀の沢（田野畑村））

令和元年東日本台風により、岩手県下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡山田町、上閉伊郡大槌町、釜石市において、激甚な被害が発生したことから、一連地区の17箇所において本事業により砂防堰堤等を整備し、再度災害の防止を図る。



<写真-21>被災状況（尾崎白浜の沢（6）（釜石市））

■宮城県における令和元年東日本台風による災害への対応

事業名	主な工種	全体事業費	事業期間
阿武隈川水系特定緊急砂防事業【直轄】	砂防堰堤工等	約90億円	R2～R6
阿武隈川地区砂防激甚災害対策特別緊急事業【補助】	砂防堰堤工等	約22億円	R2～R4

〔具体事例〕

令和元年東日本台風により、宮城県伊具郡丸森町において、土砂・洪水氾濫が発生し家屋等に甚大な被害が発生したことから、阿武隈川水系内川流域では、緊急的な対策としての直轄砂防災害関連緊急事業に引き続き、流域全体の土砂・洪水氾濫を防止するため、直轄特定緊急砂防事業により集中的に砂防堰堤等を整備する。



<写真-22>宮城県丸森町における土砂・洪水氾濫発生状況

■群馬県における令和元年東日本台風による災害への対応

事業名	主な工種	全体事業費	事業期間
女塩淵沢特定緊急砂防事業【補助】	溪流保全工	約2億円	R2~R4
内匠地区特定緊急地すべり対策事業【補助】	法面工等	約1億円	R2~R3

[具体事例]

令和元年東日本台風により、群馬県吾妻郡嬭恋村の女塩淵沢、富岡市の内匠地区において、土砂災害による甚大な被害が発生したことから、特定緊急砂防事業、特定緊急地すべり対策事業により溪流保全工等を整備し、再度災害の防止を図る。



<写真-23>被災状況(女塩淵沢(嬭恋村))



<写真-24>被災状況(内匠地区(富岡市))

■長野県における令和元年東日本台風による災害への対応

事業名	主な工種	全体事業費	事業期間
小久保沢特定緊急砂防事業【補助】	砂防堰堤工	約1億円	R2~R4
和熊川特定緊急砂防事業【補助】	砂防堰堤工	約1億円	R2~R3
玉根沢特定緊急砂防事業【補助】	砂防堰堤工等	約1億円	R2~R4
東部地区砂防激甚災害対策特別緊急事業【補助】	砂防堰堤工等	約19億円	R2~R4

[具体事例]

令和元年東日本台風により、長野市、上田市、佐久市、南佐久郡佐久穂町、小県郡長和町において、土石流による激甚な被害が発生したことから、一連地区の15箇所において砂防激甚災害対策特別緊急事業により砂防堰堤等を整備し、再度災害の防止を図る。



<写真-25>被災状況(西山沢(長野県佐久市))

**岡山県における令和元年9月3日豪雨による災害への対応**

事業名	主な工種	全体事業費	事業期間
今井谷川特定緊急砂防事業【補助】	溪流保全工	約1億円	R2~R4
太田川特定緊急砂防事業【補助】	溪流保全工	約2億円	R2~R4

[具体事例]

令和元年9月3日豪雨により、岡山県新見市の今井谷川、太田川において、土石流による甚大な被害が発生したことから、本事業により溪流保全工を整備し、再度災害の防止を図る。



<写真-26>被災状況（今井谷川（岡山県新見市））



<写真-27>被災状況（太田川（岡山県新見市））

**佐賀県における令和元年8月前線豪雨による災害への対応**

事業名	主な工種	全体事業費	事業期間
金立川特定緊急砂防事業【補助】	溪流保全工	約1億円	R2~R4

令和元年8月前線豪雨により、佐賀県佐賀市の金立川において、土石流による甚大な被害が発生したことから、本事業により溪流保全工を整備し、再度災害の防止を図る。



<写真-28>被災状況（金立川（佐賀県佐賀市））

# 主要項目

## ○ 一般会計予算

・治水事業等関係費 **10,638億円**  
 (河川、ダム、砂防、海岸等) (8,665億円)

うち 河川関係 8,836億円、砂防関係 1,624億円、海岸関係 178億円

・下水道事業関係費 **297億円**

・災害復旧関係費 **<514>455億円**

・行政経費 **10億円**

**合計 11,400億円**  
 (9,426億円)

※( )書きは、3か年緊急対策のための臨時・特別の措置を除く  
 ※< >書きは、他局の災害復旧関係費の直轄代行分等を含む

## ○ 東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

・復旧・復興関係費 **577億円**  
 (うち、復旧564億円、復興13億円)

(注)四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。  
 ※上記以外に、省全体で社会資本総合整備18,015億円、社会資本総合整備(復興)1,198億円 がある。

## 治水事業等関係費の概要

(1) 防災意識社会への転換の加速化 **7,194億円**

- (5,221億円)
- 1)気候変動による豪雨の頻発化・激甚化 5,312億円  
見据えた「事前防災対策」の加速化 (3,565億円)
- 2)住民主体の避難行動のための 5,312億円の内数  
情報提供の充実 (3,565億円の内数)
- 3)令和元年台風第19号等の自然災害に 1,882億円  
対する改良復旧による再度災害防止 (1,656億円)

(2) 地域の基幹的防災インフラの老朽化 **2,178億円**  
 に対する計画的な修繕・更新

(3) 水意識社会への展開(水辺空間の賑わいの創出等) **89億円**

※( )書きは、3か年緊急対策のための臨時・特別の措置を除く  
 (注)この他に工事諸費等がある。

### 1-(1)-1 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を見据えた 「事前防災対策」の加速化 (1/5)

治水事業等関係費

**5,312億円**  
 (臨時・特別の措置を除く 3,565億円)

○令和元年台風第19号等で甚大な被害が発生するなど、気候変動により頻発・激甚化する水害に対する安全度の向上を図るため、土地利用規制等も含めたソフト対策と連携しながら、事前防災対策を重点的に実施。【河川】

#### 一般河川改修事業(大規模改良工事)

#### 信濃川水系信濃川(大河津分水路)

下流部の新潟市街等を浸水から守るため  
 信濃川水系では大河津分水路によって  
 新潟市の上流で流水を分水

分水路河口部の川幅が狭いため、  
 現在、戦後最大規模の洪水が生じると、  
 新潟市・長岡市等で浸水被害のおそれ  
 (推定被害額：約4,600億円)

大規模な掘削により分水路の  
 河道を拡幅し、想定される  
 新潟市・長岡市・燕市等の  
 大規模な浸水を防ぐ

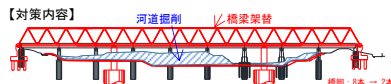
#### 大規模特定河川事業

※個別補助事業による  
 令和元年度の実施事例

#### 淀川水系日野川(滋賀県)

淀川水系日野川は、流下能力不足により、  
 平成2年台風等の出水で甚大な被害が発生

JR線橋梁の架替や河道掘削を  
 集中的に実施、河道の断面積を  
 確保することで、洪水を安全に流下

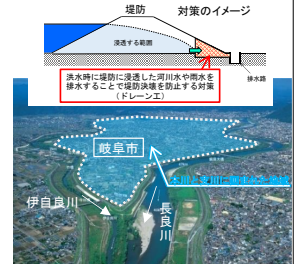
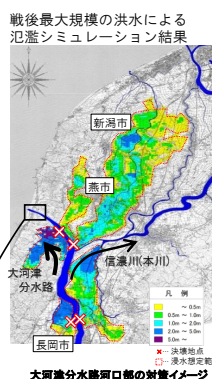


#### 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」

#### 堤防強化対策

長良川水系長良川・伊自良川  
 バックウォーター現象等により  
 氾濫した場合に、岐阜市で多数の  
 人命被害等が生じる恐れ

本川・支川の合流部において  
 堤防強化対策等を重点的に実施、  
 被害の軽減を図る



### 1-(1)-1 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を見据えた「事前防災対策」の加速化 (2/5)

治水事業等関係費

5,312億円  
(臨時・特別の措置を除く 3,565億円)

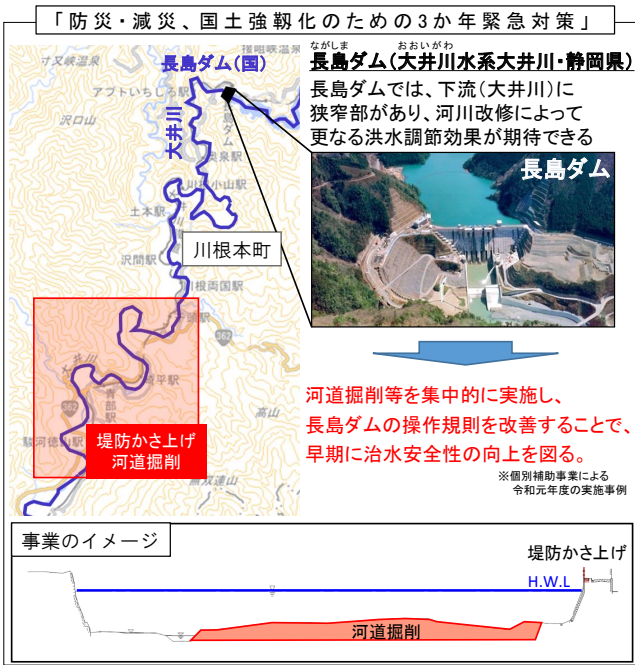
○令和元年台風第19号等で甚大な被害が発生するなど、気候変動により頻発・激甚化する水害に対する安全度の向上を図るため、土地利用規制等も含めたソフト対策と連携しながら、事前防災対策を重点的に実施。【ダム】

#### ダム建設事業

##### 成瀬ダム(雄物川水系成瀬川)

雄物川流域では、戦後最大である昭和22年7月洪水や平成23年6月洪水等で浸水被害が多発

雄物川の洪水被害の軽減、流水の正常な機能の維持等を目的に、令和6年度完成に向けて成瀬ダム建設事業を推進(本体建設工事中)



### 1-(1)-1 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を見据えた「事前防災対策」の加速化 (3/5)

治水事業等関係費

5,312億円  
(臨時・特別の措置を除く 3,565億円)

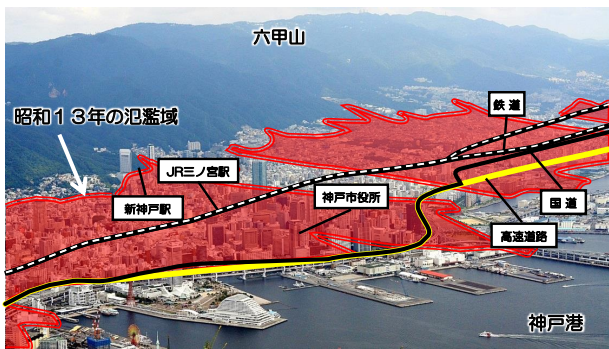
○令和元年台風第19号等で甚大な被害が発生するなど、気候変動により頻発・激甚化する土砂災害に対する安全度の向上を図るため、土地利用規制等も含めたソフト対策と連携しながら、事前防災対策を重点的に実施。【砂防】

#### 土砂災害対策

##### 六甲山系(兵庫県)

六甲山系は、風化花崗岩の脆弱な地質が分布し、山麓斜面まで宅地開発が進展するなど土砂災害の危険性が高い。

神戸市等の市街地及び国道、鉄道等の重要交通網を保全するため、砂防堰堤等を整備する。



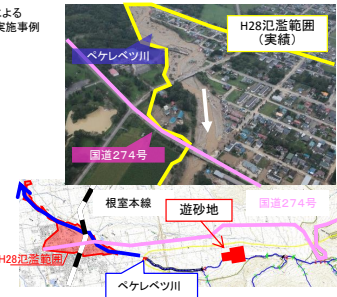
#### 大規模特定砂防事業

※個別補助事業による令和元年度の実施事例

##### ペケレベツ川(北海道)

ペケレベツ川では流域内が荒廃しており、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い。

土砂・洪水氾濫による被害を防止するため、集中的に遊砂地等を整備する。



#### 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」

##### 土砂・洪水氾濫対策

##### 富士山(静岡県)

富士山凡夫川流域は、富士山から、土砂生産、流下が活発であり、土砂災害の危険性が高い。

富士山市街地及び国道等の重要交通網を保全するため、遊砂地等を整備する。





### 1-(1)-1 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を見据えた「事前防災対策」の加速化 (4/5)

治水事業等関係費

5,312億円  
(臨時・特別の措置を除く 3,565億円)

○令和元年台風第19号等で甚大な被害が発生するなど、気候変動により頻発・激甚化する水害に対する安全度の向上を図るため、土地利用規制等も含めたソフト対策と連携しながら、事前防災対策を重点的に実施。【海岸】

#### 侵食対策

##### 高知海岸(高知県)

高知海岸は、供給土砂の減少や沿岸漂砂の遮断等により現在も海岸侵食が進行しており、加えて台風常襲地帯であるため、高波と高潮による被害が過去幾度となく発生。

背後に人口や資産が集積しており甚大な被害が生じる恐れ。

ヘッドランドなどを整備し、砂浜の回復を図り侵食を防止するとともに、背後地を高波等の被害から守る。



背後に高知平野を抱える高知海岸(高知市)



平成30年9月30日 戸原工区

#### 海岸保全施設整備連携事業(高潮対策)

※個別補助事業による令和元年度の実施事例

##### 上野・白塚海岸(三重県)

背後に密集した住宅地や鉄道路線を抱え、高潮等により甚大な浸水被害が生じる恐れ。



背後に密集した住宅地を抱える上野・白塚海岸(津市)

近接する海岸や河川の整備と連携して堤防のかさ上げを集中的に行い、背後地を防護する。

#### 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」

#### 高潮対策

##### 東播海岸(兵庫県)

東播海岸では、高波による越波や交通障害が頻発している。

背後には市街地が広がっており、浸水被害等甚大な被害が生じる恐れ。



平成30年台風21号 塩屋工区

堤防の整備を実施し、市街地を高潮等による浸水被害から守る。



背後に市街地を抱える東播海岸(明石市)

#### 津波対策

##### 駿河海岸(静岡県)

駿河海岸は、切迫する南海トラフ巨大地震による第1波の津波が、最短で2~4分で到達する地域となっており、早急な対策が必要。



津波到達が早い駿河海岸(焼津市)



粘り強い構造の海岸堤防

粘り強い構造の海岸堤防の整備を実施し、津波に対する減災機能を確保する。

### 1-(1)-1 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を見据えた「事前防災対策」の加速化 (5/5)

下水道事業関係費

244億円の内数

○令和元年台風第19号等で甚大な被害が発生するなど、気候変動により頻発・激甚化する水害に対する安全度の向上を図るため、土地利用規制等も含めたソフト対策と連携しながら、事前防災対策を重点的に実施。【下水道】

#### 下水道による浸水対策の推進

気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に伴う内水氾濫リスクの増大に対応するため、河川事業や民間事業者等とも連携しつつ、再度災害防止に加え事前防災の観点も含めた計画的・集中的な浸水対策を推進する。

#### <参考> 下水道施設の耐水化の推進

\*別途計上の社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金により実施

台風第19号等では、下水処理場やポンプ場において浸水被害による機能停止が発生したことを踏まえ、下水道施設の耐水化を加速化する。

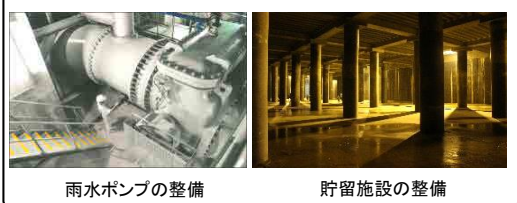
#### 【内水氾濫による浸水被害】



#### 【浸水被害による下水道施設の機能停止】



#### 【対策イメージ】



#### 【対策イメージ】



### 1-(1)-2) 住民主体の避難行動のための情報提供の充実

治水事業等関係費

5,312億円の内数  
(臨時・特別の措置を除く 3,565億円)

○令和元年度台風第19号等の教訓を踏まえ、河川の水位や画像情報などの情報の充実を図るとともに、関係者等と連携しながら、住民自らの避難行動につながる情報の提供を推進する。

〔洪水監視の強化〕

河川水位・画像情報の多地点化

危機管理型水位計      簡易型河川監視カメラ

氾濫の切迫性に応じて、左右岸別、上下流連続的に色分けして表示

水害リスクラインの全国拡大による地先毎の氾濫切迫性の見える化

洪水予報等の確実な提供

〔河川情報の充実〕

「気象情報」、「水害・土砂災害情報」等の一元的表示

水害リスクライン  
水位計

スマートフォンによりいつでもどこでも身近な河川の情報が見覧可能

〔メディア等と連携した個人に届く情報発信〕

国土交通省職員による専門家解説

ケーブルテレビを通じたリアリティのある情報提供

メディア等と連携した避難につながる切迫性のある情報の提供

### 1-(1)-3) 令和元年台風第19号等の自然災害に対する改良復旧による再度災害防止 (1/2)

治水事業等関係費

1,882億円  
(臨時・特別の措置を除く 1,656億円)

○激甚な水害の発生や床上浸水が頻発し、人命被害や国民の生活に大きな支障が生じた地域等において、改良復旧により集中的に再度災害防止対策を実施する。

ろっかくがわ      うしづがわ      たけおし      おぎし  
六角川水系六角川・牛津川(佐賀県武雄市・小城市等)

令和元年8月の豪雨では、牛津川等からの越水、支川や水路からの氾濫等により、武雄市・小城市等において甚大な被害が発生(約6,900ha、約2,900戸)

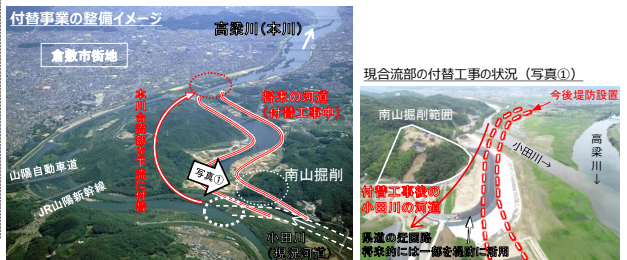
概ね5年間(令和6年度まで)を目標に、六角川・牛津川等の築堤、河道掘削、遊水地整備、排水ポンプ増強等を実施  
同規模の洪水が起きた時の越水を防ぐ



たかはしがわ      おだがわ      くらしきし  
高梁川水系小田川(岡山県倉敷市)

平成30年7月豪雨では、小田川及び支川の堤防決壊により、倉敷市の真備町を中心に甚大な被害が発生(約1,200ha、約4,600戸)

概ね5年間(令和5年度まで)を目標に、高梁川と小田川の合流点付替や小田川の堤防強化等を実施  
同規模の洪水を河川の中で安全に流下させ、浸水被害を防ぐ



### 1-(1)-3 令和元年台風第19号等の自然災害に対する改良復旧による再度災害防止 (2/2)

治水事業等関係費

1,882億円  
(臨時・特別の措置を除く1,656億円)

〇激甚な土砂災害が発生し、人命被害や国民の生活に大きな支障が生じた地域等において、改良復旧により集中的に再度災害防止対策を実施する。

#### 厚真川水系(北海道)

平成30年北海道胆振東部地震により、厚真川水系日高幌内川では河道閉塞が発生し、同水系ケツペ川、東和川流域において多数の山腹崩壊と、これに伴う多量の土砂流出が発生。

緊急かつ集中的・重点的に砂防堰堤等の整備を実施し、下流の人家等の安全性の向上を図る。

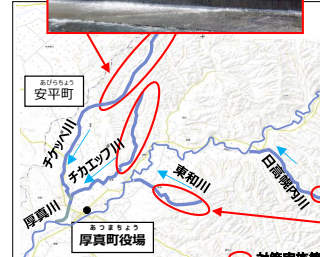
対策例イメージ(砂防堰堤)



河道閉塞状況



山腹崩壊発生状況



#### 広島西部山系・安芸南部山系(広島県)

平成30年7月豪雨により、広島県内では、山腹崩壊が多数発生したことともない、大量の土砂や流木が流出し、下流に土砂・洪水氾濫をもたらすとともに、人家等に甚大な被害が発生。

緊急かつ集中的・重点的に遊砂地・砂防堰堤等の整備を実施し、下流の人家等の安全性の向上を図る。

対策例イメージ(遊砂地)



※ 〇 広島西部山系区域、□ 安芸南部山系区域  
● 対策実施箇所



土砂・洪水氾濫発生状況

### 再度災害防止に資する一定災等を活用した災害復旧事業

災害復旧関係費

〇被災河川の復旧にあたり、災害復旧事業においても堤防の嵩上げ等の改良復旧が実施できることから、これら制度も活用しながら、迅速に再度災害防止対策を実施する。

#### 一定災

広範囲にわたり背後地が被災し、施設被害が激甚(対象区間の8割以上)な場合に、一定計画に基づき、全額災害復旧事業費により復旧

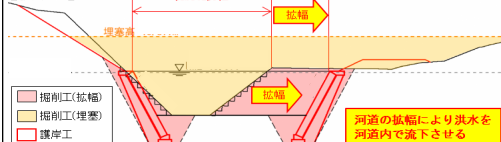
【事業の例】

事業主体:福岡県・朝倉市 事業期間:平成29年度~令和元年度  
事業概要:埋塞土撤去、河道拡幅、護岸工、橋梁工、堰工等

平成29年7月九州北部豪雨により、筑後川水系赤谷川外7河川では、家屋や耕作地の流出・浸水、河岸や橋梁、堰の損壊等、甚大な被害が発生したことから、災害復旧事業(一定災)により、河道の拡幅や河床掘削を行うとともに、橋梁の架替えや堰の付替えを実施。



【横断面】



#### 越水させない原形復旧

越水により堤防等の施設が被災した場合に、被災箇所の原形復旧にあたり、上下流の河川改修計画と整合の図れる範囲で、堤防を嵩上げ

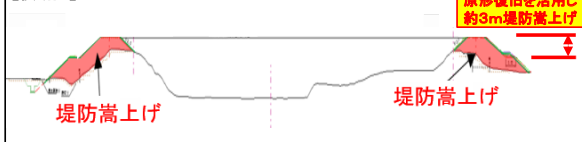
【事業の例】

事業主体:島根県 事業期間:平成30年度~令和2年度  
事業概要:築堤盛土、樋門工、張芝工

平成30年7月豪雨により、一級河川八戸川では、堤防決壊や約1,200mにわたる堤防越水が発生したことから、越水させない原形復旧を活用した災害復旧事業及び災害関連事業により堤防の嵩上げを実施。



【横断面】



### 1- (2) 地域の基幹的防災インフラの老朽化に対する計画的な修繕・更新 (1/2)

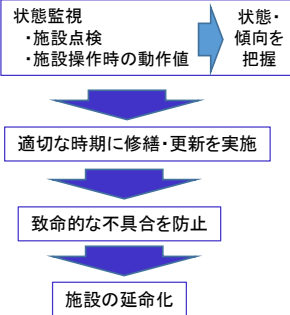
治水事業等関係費

2,178億円

○長寿命化計画に基づく「予防保全型」の維持管理へ転換するとともに、無動力化による省人化、遠隔操作化などの新技術を活用した管理の高度化を推進する。

#### 長寿命化計画に基づいた予防保全の実施とトータルコストの縮減

##### 予防保全



##### 河川管理施設の修繕・更新事例

【水門等(扉体)】  
点検メニュー  
・ローラの回転状況  
・塗装の状態  
・給油脂 等



塗装  
塗替え



【排水機場(ポンプ)】  
点検メニュー  
・振動  
・発錆状況  
・摩耗 等



ポンプ  
更新



##### トータルコストの縮減

【例】  
○樋門の無動力化(フラップゲート化)により、操作の省人化を図る。

【樋門の無動力化】

鋼製スライドゲート → ステンレス製フラップゲート

##### 管理の高度化

○排水機場の操作を遠隔化することで、緊急事態において排水作業が実施可能

河川事務所

ポンプ設備  
ゲート設備

【排水機場の遠隔操作】

### 1- (2) 地域の基幹的防災インフラの老朽化に対する計画的な修繕・更新 (2/2)

治水事業等関係費

2,178億円

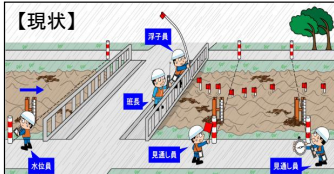
○新技術を活用した河川管理の高度化及び省力化、効率化を推進。  
○沖ノ鳥島の恒久的な保全のため、戦略的な維持管理を行うとともに抜本的対策を検討。

##### 【流量観測の無人化・省力化】

画像処理や電波等を活用した次世代型流量観測技術を開発し、流量観測の無人化・省力化を図る。

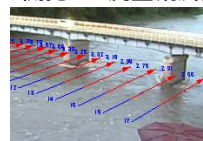
##### 【背景・課題】

・近年、洪水が激甚化する中、従来の浮子観測では、観測員の人員や安全の確保が課題。



令和2年度:

・開発した流量観測技術の現場実証



画像処理による流速計測



電波式流速計

##### 【ドローン等を活用した河川巡視】

ドローン・画像解析技術を活用した異常箇所抽出技術を開発し、河川巡視の省力化・効率化を図る。

##### 【背景・課題】

・従来、施設の変状や不法行為等の把握等の河川巡視は目視等により実施。  
(車両だけでなく、徒歩や船上からの確認が必要。不法行為が多い箇所は、巡視頻度や時間帯を変えて対応)



・ドローンによる巡視や、画像解析による異常箇所抽出の現場実証



##### 【沖ノ鳥島の戦略的維持管理】

計画的・予防保全的な戦略的維持管理により、トータルコストを縮減しつつ島を保全。

##### 【背景・課題】

・従来の維持管理では、施設の損傷が激しくなってから更新を行う等、後手の対応となっている。  
・気候変動に伴う海面上昇等による影響も懸念。

・維持管理計画に基づく、予防保全による維持管理を行い、トータルコストを縮減。  
・海面上昇等による影響とその対応について検討。



主な海岸保全施設の配置状況



### 1-(3) 水意識社会への展開(水辺空間の賑わいの創出等)

治水事業等関係費

89億円

○魅力ある水辺空間や良好な自然環境の創出等の地域活性化、観光振興等に貢献する取組を推進。

#### かわまちづくり等による魅力ある水辺空間の創出

地域活性化に貢献する「まちと水辺が融合した良好な空間形成(かわまちづくり)」を推進。



市街地と河川空間のつながりを高める整備イメージ

地域の賑わいを創出する取組



民間のアウトドamerメーカーによるエリアマネジメントと連携した取組み

多様な民間事業者などと連携し、地域の交流拠点を創出した取組み

#### 河川を基軸とした生態系ネットワークの形成

多様な主体と連携しながら生態系ネットワークを形成する等、良好な自然環境の創出と観光振興、地域活性化にも貢献する取組等を推進。



円山川(兵庫県)



昭和40年代 水質汚濁が深刻な堀川

尖道湖の水を堀川へ導水することで水質が改善し、堀川遊覧船が就航するなど、年間利用者約30万人規模の観光スポットとして定着。

松江堀川(島根県)

### 4. 東日本大震災からの復旧・復興関係費

577億円

○被災地の復旧・復興を加速するため、旧北上川等において、河川・海岸堤防の復旧や耐震対策等を推進。



北上川水系旧北上川(宮城県石巻市)

東日本大震災で甚大な被害を受けた箇所の本復旧工事は平成26年3月に完了。現在、石巻市の復興まちづくり計画等と連携しながら、既設堤防のかさ上げや無堤部における堤防整備等を、令和2年度完了を目指して実施しているところ。また、河川堤防の整備等にあわせて、市民が憩い、交流できる水辺空間を創出。



石巻市門脇町地区の堤防整備状況



整備した旧北上川の堤防が賑わいの創出に貢献(石巻川開き祭り:石巻市中央地区)

#### 被災地全体の復旧・復興の進捗状況 H31.3時点

・復興・創生期間内にほとんどの事業は完了する見通し※

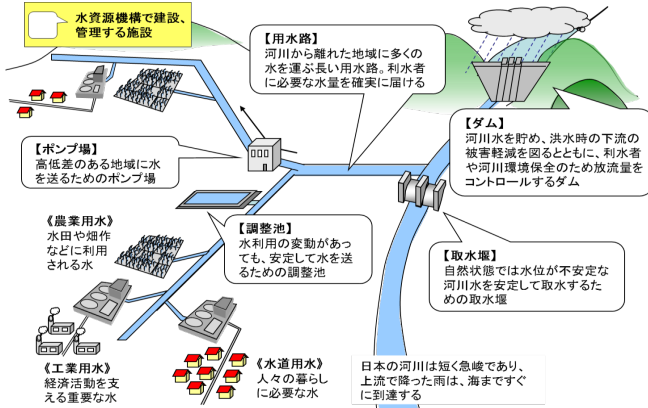
項目	進捗率	
	着工	完成
海岸対策 (箇所ベース)	復旧 (箇所ベース)	67% 100%
	復興 (箇所ベース)	38% 97%
河川対策 (国管理区間)	復旧 (箇所ベース)	100%
	復興 (整備延長ベース)	87% 95%
河川対策 (自治体管理区間)	復旧 (箇所ベース)	94% 99%
	復興 (整備延長ベース)	65% 87%

・河川対策における「復旧」は被災箇所の本復旧工事、「復興」は堤防整備や地震・津波対策等を指す  
・海岸対策は、国土交通省及び農林水産省所管の海岸について示している

※一部の事業については、やむを得ない事情により用地取得、関連工事との調整等に時間を要したため、復興・創生期間内に完了しない可能性がある。  
引き続き、個別の工事箇所ごとに進捗管理を徹底すること等により、復興・創生期間内の完了を目指すなど、地域の実情に応じ、適切に対応する。

### 5. 独立行政法人水資源機構

○独立行政法人水資源機構は、水資源開発水系として指定されている7水系(利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川)において、ダム、用水路等の建設及び管理等を行っている。これら建設事業及び管理業務に対し、国は交付金、補助金を交付するとともに、建設事業に対し財政投融资による資金供給を行う。



### ○令和2年度独立行政法人水資源機構予算総括表 (単位：百万円)

区分	2年度(A)	前年度(B)	倍率(A/B)
建設事業及び管理業務	47,702	46,956	1.02

国土交通省所管事業のほか、左記3省所管事業(※)の予算を含む。

### ○令和2年度独立行政法人水資源機構財政投融资計画総括表 (単位：百万円)

区分	2年度(A)	前年度(B)	倍率(A/B)
建設事業	3,000	5,800	0.52

上記のほか、財投機関債50億円(前年度50億円)がある。

水資源機構の業務  
(国土交通省所管事業のほか、厚生労働省、農林水産省、経済産業省所管事業(※)を実施)

## 大規模自然災害からの復旧・復興、国土強靱化への対応のための体制の強化 ～ TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化 ～

<TEC-FORCE※> ※TEC-FORCE(Technical Emergency Control FORCE): 緊急災害対策派遣隊

○TEC-FORCE(平成20年4月創設)は、大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施(台風第19号では過去最大の累積派遣数:のべ約30,500人・日、日最大派遣数:748人)

○南海トラフ巨大地震や首都直下地震をはじめ、大規模自然災害の発生が懸念されている中、平成31年4月までに隊員数を創設当初の5倍規模の1万2千人規模に増強するとともに、ドローン等のICT技術を活用した情報収集力・防災対応力の強化、ポンプ車等の資機材の増強など、体制・機能の拡充・強化を図る。

### 今後の体制・機能の拡充・強化

#### ▶ 地方整備局の体制の強化

地方整備局の定員について、大規模自然災害からの復旧・復興、国土強靱化への対応等のため、101人を増員

#### ▶ 災害対策用ヘリコプターの更新



#### ▶ 排水ポンプ車の増強



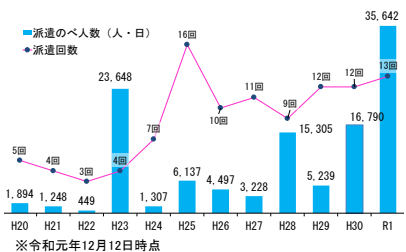
#### ▶ 本部車の機能強化



#### ▶ ICT技術を活用した情報収集力・防災対応力の強化



#### 派遣実績



### 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の進捗状況（1/2）

○近年の災害に鑑み、総点検の結果等を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を実施。  
○水管理・国土保全局においては、27項目のハード・ソフト対策を、3年間（2018～2020年度）で集中的に推進。

#### 令和元年度までの予算における「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の進捗状況

##### 堤防強化



対策のイメージ  
洪水時に堤防に浸透した河川水や雨水を排水することで堤防決壊を防止する対策（ドレーン工）

対策前

対策中

堤防強化対策の事例（九頭竜川水系九頭竜川）

3か年の対策箇所数  
国：約70河川、都道府県等：約50河川

国：65河川に着手し、15河川を完了予定  
都道府県等：45河川に着手し、5河川を完了予定

##### 樹木伐採・河道掘削等

対策前

対策後

樹木伐採の事例（神奈川県鶴見川水系矢上川）

3か年の対策箇所数  
国：約140河川、都道府県等：約2,200河川

国：135河川に着手し、3河川を完了予定  
都道府県等：2,101河川に着手し、1,249河川を完了予定

##### 土砂・洪水氾濫対策

遊砂地の整備（静岡県富士市）

対策前

対策中

3か年の対策箇所数  
砂防 国：約90箇所、都道府県等：約320箇所、河川 都道府県等：約20河川

砂防 国：48箇所に着手し、10箇所を完了予定  
都道府県等：217箇所に着手し、32箇所を完了予定  
河川 都道府県等：19河川に着手し、2河川を完了予定

##### 土砂災害からのインフラ・ライフライン保全対策

砂防堰堤の施工状況（長野県南木曾町）

対策前

対策中

3か年の対策箇所数  
国：約60箇所、都道府県等：約260箇所

国：58箇所に着手し、14箇所を完了予定  
都道府県等：261箇所に着手し、28箇所を完了予定

※1：代表例を示している。 ※2：箇所数については、令和元年度までの予算に基づく見込みの箇所数（着手、完了予定）を記載しており、実際の箇所数は今後変わります。

### 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の進捗状況（2/2）

##### 高潮対策

施工前

施工後

堤防のかさ上げ（千葉県浦安海岸）

3か年の対策箇所数  
海岸：約130箇所、河川：約20河川

海岸：133箇所に着手し、26箇所を完了予定  
河川：16河川に着手し、7河川を完了予定

##### 下水道管路の耐震対策

施工中

完了

管更生による管きよの耐震対策（東京都）

3か年の対策箇所数  
浮上防止対策：約200km、耐震化：約600km

マンホールの浮上防止対策97km、管路の耐震化311kmに着手し、完了予定

##### 災害発生時に命を守る情報発信の充実

簡易型河川監視カメラ：3,608箇所に着手し、完成予定

洪水ハザードマップ：290/290市町村、内水ハザードマップ：5/0市町村、  
土砂災害ハザードマップ：157/157市町村、高潮ハザードマップ：3/3市町村、  
津波ハザードマップ：2/2市町村、ダム下流の浸水想定図：209/209ダム  
※凡例：着手数/完了見込数！

3か年の対策箇所数  
簡易型河川監視カメラ：約3,900箇所  
ハザードマップ  
洪水：約800市町村、内水：約20市町村、  
土砂災害：約250市町村、高潮：約40市町村、  
津波：約10市町村、ダム下流の浸水想定図：約237ダム



##### 令和元年度までで目標達成見込みの対策

- ・自動化・遠隔操作化された水門・陸閘や排水機場等20箇所について、予備発電機を設置
- ・沖ノ島島の監視・観測設備について、通信回線の二重化や電源設備の管理高度化等を実施
- ・水文観測所597箇所や河川監視カメラ527箇所について停電対策等を実施
- ・情報収集体制を強化するため全天候型ドローン31台、陸上水中レーザードローン9台全国に配備





新規事項

### ダム再生計画策定事業の充実 ダム再生事業における発電の補償制度の拡充

(1) 利水ダムも含めた既存ダムの徹底活用

○近年頻発する洪水のリスクを早期に軽減していくためには、既存ストックを有効活用していくことが重要。  
○ダム再生計画策定事業の充実や発電の補償制度の拡充により、ダム再生の更なる推進を図る。

#### 【ダム再生計画策定事業の充実】

##### 背景・課題

都道府県がダム再生事業を実施するため、「ダム再生計画策定事業」により事業を行う場合、利水ダムを対象とした計画や、ハード整備を伴わない計画を策定することについて、規定されていない。

##### 内容

都道府県がより効果的なダム再生計画を策定するために、ダム再生計画策定事業の対象ダムの範囲を追加する等、制度の充実を図る。

##### 対象ダム

都道府県の管理するダム



対象ダムの範囲に利水ダムを追加

##### 対象事業

事業実施を前提



ハード整備を伴わないダム再生も対象に追加

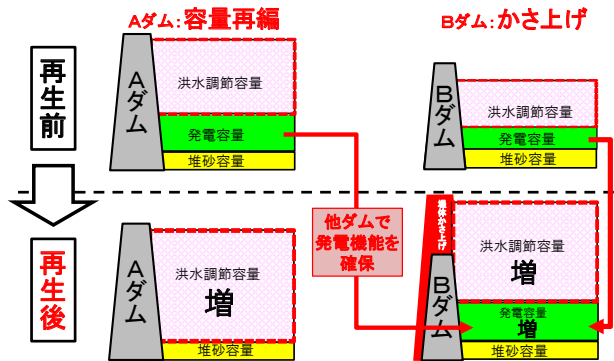
#### 【発電の補償制度の拡充】

##### 背景・課題

既設ダムを効果的に活用し、ダム再生事業を推進していくためには、水力発電の減電に対する対策等多様なメニューが必要。

##### 内容

ダム再生事業の実施に際し、発電量の減少を極力防止するため、他ダム(水系の異なる場合も含む)において同等の発電機能を確保する現物補償の導入促進を図る。



新規事項

### 防災集団移転促進事業の拡充

(2) まちづくりと一体となった防災・減災対策

○山間狭隘部等の河川沿川には、一般的な堤防整備等による対策が非効率な小集落が点在している場合があり、これらエリアの移転と立地抑制を促進する観点から、「防災集団移転促進事業」を拡充(都市局予算)。

##### 背景・課題

○平成30年7月豪雨においては、洪水氾濫等で災害リスクが事前に明示されていたエリアで多数の死者が発生。

○山間狭隘部等の河川沿川に点在している小集落においては、命を守る行動(ソフト施策)に加え、立地抑制・移転誘導施策は市町村における課題。

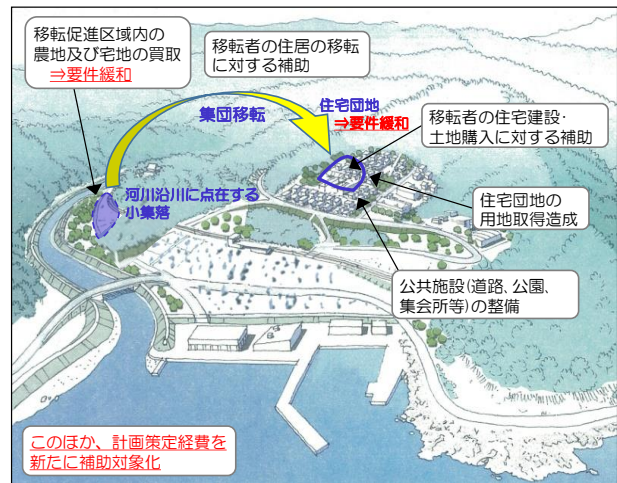
##### 内容

○都市局と連携し、現行の防災集団移転促進事業(非公共、都市局所管)の戸数要件(現行:10戸以上)を、「治水事業が及んでいない場合等は5戸以上」に緩和するなど、制度を拡充。



川沿いに小集落が点在する事例(イメージ)

##### 現行制度の補助対象 (赤字:拡充内容)



新規事項

下水道広域化推進総合事業の拡充

(5)下水道事業の持続性の向上

○施設の老朽化や人口減少が進行する中、広域化・共同化による事業運営の効率化をより一層推進するため、下水道広域化推進総合事業について、し尿処理場から下水道への接続管渠等の整備を交付対象に追加する。

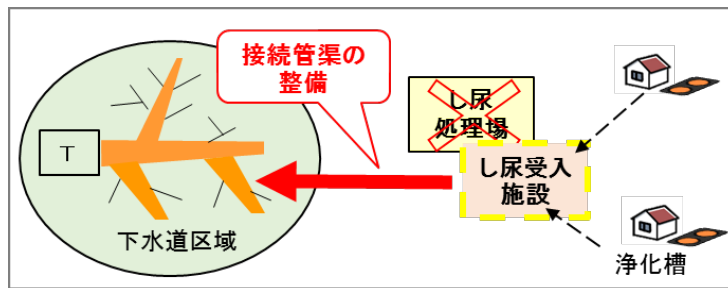
背景・課題

○施設の老朽化や人口減少が進行する中、広域化・共同化による事業運営の効率化をより一層推進することが必要。

内容

○下水道広域化推進総合事業の拡充

下水道広域化推進総合事業について、し尿処理場から下水道への接続管渠等の整備を交付対象に追加し、所管部局を超えた取組を推進。



し尿処理場から下水道への接続管渠の整備

新規事項

河川空間の利活用における民間との連携促進

(6)リノベーションプロジェクト

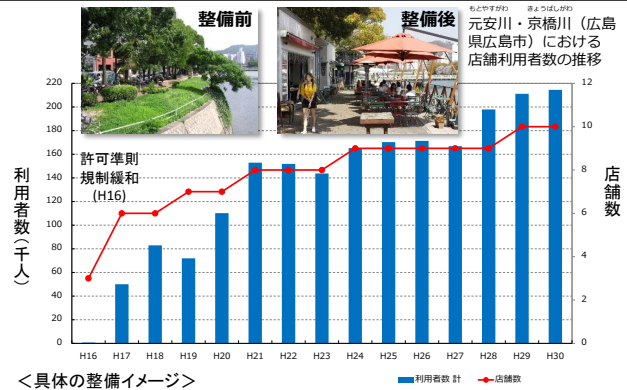
○水辺の賑わいによる地域活性化の促進に向け、民間と緊密な連携が必要な事業について、社会資本整備総合交付金により特に重点的に支援する。

背景・課題

- 河川敷地許可準則の規制緩和により、河川空間のオープン化の活用実績が増加。
- さらなる促進には、沿江市町村の連携を生む取組や、民間事業者・NPO等の民間活用が重要。

内容

○多様な主体と連携し観光地の魅力向上や地域の賑わい創出に資する水辺整備のうち、再開発事業などと一体となって、民間事業者と緊密な連携が必要な水辺の整備について、社会資本整備総合交付金により特に重点的に支援する。



<具体の整備イメージ>



民間のアウトドアメーカーによるエリアマネジメントと連携した水辺整備

新規事業

「下水道リノベーション推進総合事業」の創設

(6)リノベーションプロジェクト

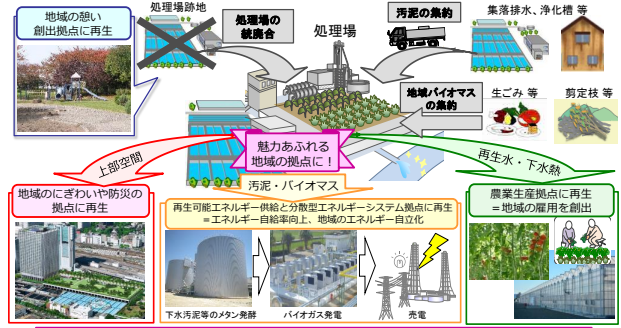
〇処理場等を地域のエネルギー供給拠点や防災拠点等に再生する下水道リノベーションを推進するため、「下水道エネルギー・イノベーション推進事業」を改称して新たに「下水道リノベーション推進総合事業」を創設し、交付対象に防災拠点化に必要な施設整備の追加等を行う。

背景・課題

〇処理場の統廃合や汚泥の集約化などにあわせて、処理場等を魅力あふれる地域の拠点へ再生する下水道リノベーションの取組を推進することが重要。

内容

〇下水道リノベーションの取組を総合的に支援するため、「下水道エネルギー・イノベーション推進事業」を改称して新たに「下水道リノベーション推進総合事業」を創設し、リノベーション推進計画の策定や防災拠点化に必要な施設整備の追加等の拡充を行う。



集約・再編は、処理場を魅力あふれる地域の拠点に再生する**絶好のチャンス!**

下水道リノベーションのイメージ



堺市三宝水再生センターの事例

新規事業

ふじわら ならまた 藤原・奈良俣再編ダム再生事業(建設事業へ移行)

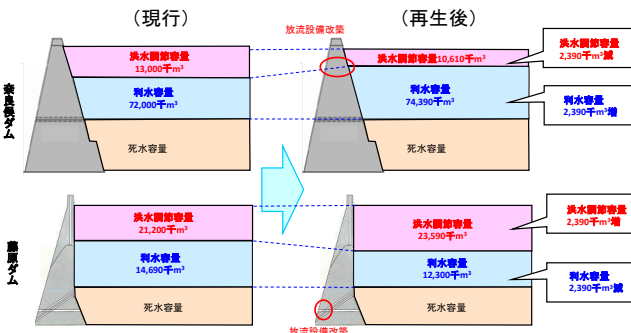
藤原ダムの利水容量と奈良俣ダムの洪水調節容量の振替等による治水機能の増強を行う藤原・奈良俣再編ダム再生事業を建設事業へ移行する。

事業の効果

河川改修と併せて、藤原ダムと奈良俣ダムの容量振替等を実施することにより、様々なパターンの洪水に対して、下流の浸水被害を軽減する。  
＜河川整備基本方針規模の流量による被害軽減効果例＞  
浸水世帯数：(整備前)約525,500世帯 → (整備後)約510,100世帯  
床上浸水世帯数：(整備前)約381,700世帯 → (整備後)約363,200世帯

事業概要

〇場所 群馬県利根郡みなかみ町  
【藤原ダム(容量振替、放流設備改築)】利根川水系利根川  
〇目的 利水容量から洪水調節容量への2,390千 $m^3$ の振替  
放流設備の改築  
【奈良俣ダム(容量振替、放流設備改築)】利根川水系楢俣川  
〇目的 洪水調節容量から利水容量への2,390千 $m^3$ の振替  
放流設備の改築



利根川・江戸川流域図



位置図

主な災害

洪水	主な被災状況
昭和22年9月洪水(カスリーン台風)	家屋浸水：303,160戸 浸水面積：約230,000ha



氾濫状況(埼玉県久喜市)

### 新規事業 おおまち 大町ダム等再編事業(建設事業へ移行)

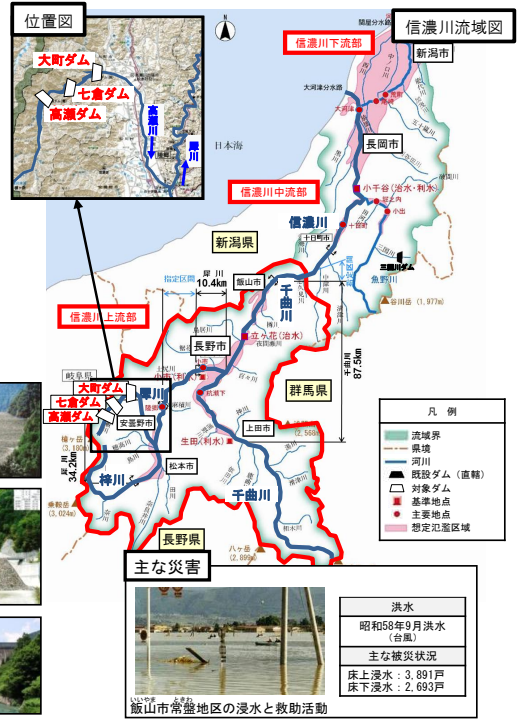
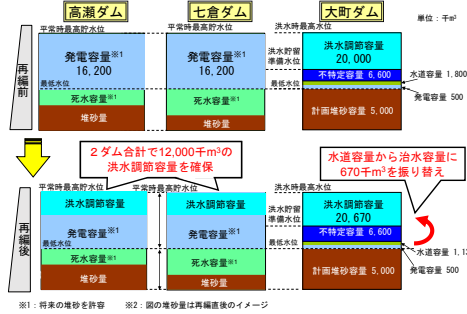
大町ダム・高瀬ダム・七倉ダムの容量振替、堆砂対策による治水機能の増強を行う大町ダム等再編事業を建設事業へ移行する。

#### 事業の効果

河川改修と併せ、大町ダム等再編事業を実施することにより、浸水被害を軽減する。  
＜河川整備計画規模の流量による被害軽減効果例＞  
浸水面積：(整備前)約8,900ha → (整備後)約500ha  
浸水世帯数：(整備前)約27,800世帯 → (整備後)0世帯

#### 事業概要

- 場所 長野県大町市
- 【大町ダム(容量振替)】信濃川水系高瀬川  
○目的 水道容量から洪水調節容量への670千m<sup>3</sup>の振替
- 【高瀬ダム、七倉ダム(容量振替)】信濃川水系高瀬川  
○目的 高瀬ダム、七倉ダムの発電容量から洪水調節容量への12,000千m<sup>3</sup>の振替
- 【堆砂対策】高瀬ダム  
○目的 安定的に治水・利水機能を発揮するための堆砂対策を実施



### 新規事業 くりゅうがわ 九頭竜川上流ダム再生事業(実施計画調査に着手)

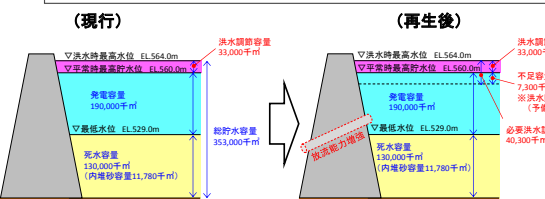
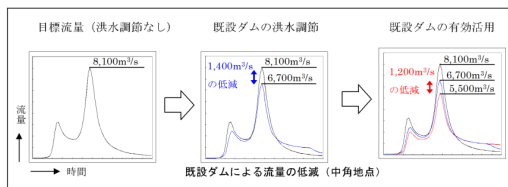
九頭竜川上流の既設ダムを有効活用することにより、治水機能の増強を行う九頭竜川上流ダム再生事業に直轄事業として新規着手(実施計画調査)する。

#### 事業の効果

河川改修と併せ、九頭竜川上流ダム再生事業を実施することにより、浸水被害を解消する。  
＜河川整備計画規模の流量による被害軽減効果例＞  
浸水面積：(整備前)約1,630ha → (整備後)0ha  
浸水世帯数：(整備前)約22,500世帯 → (整備後)0世帯

#### 事業概要

- 場所 福井県大野市
- 【九頭竜ダム(放流能力増強、操作ルールの見直し)】九頭竜川水系九頭竜川  
○目的 洪水調節容量の7,300千m<sup>3</sup>の増大(予備放流方式) 放流設備の増設



### 新規事業 あさひがわ 旭川中上流ダム再生事業(実施計画調査に着手)

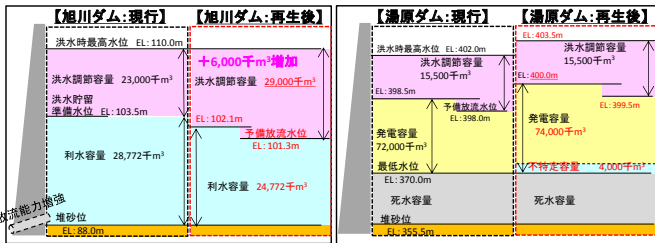
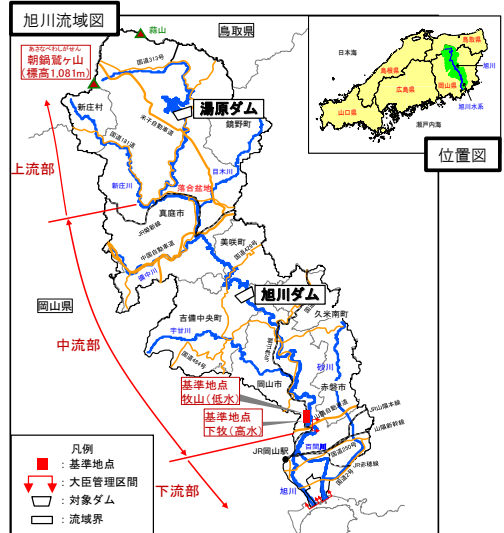
旭川ダムの放流機能の増強等により治水機能の増強を行う旭川中上流ダム再生事業に直轄事業として新規着手(実施計画調査)する。

#### 事業の効果

河川改修と併せ、旭川中上流ダム再生事業を実施することにより、浸水被害を軽減する。  
<河川整備計画規模の流量による被害軽減効果例>  
浸水面積：(整備前)約4,400ha → (整備後)約20ha  
浸水世帯数：(整備前)約61,600世帯 → (整備後)約30世帯

#### 事業概要

- 場所 岡山県岡山市、加賀郡吉備中央町、真庭市
- 【旭川ダム(容量振替、放流能力増強)】旭川水系旭川
- 目的 利水容量から洪水調節容量への4,000千<sup>3</sup>mの振替及び2,000千<sup>3</sup>mの増大(予備放流方式)放流設備の増設
- 【湯原ダム(容量振替)】旭川水系旭川
- 目的 貯水水位を上昇させ、不特定容量4,000千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>、発電容量2,000千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>の増大



#### 主な災害

洪水	主な被災状況
昭和47年7月豪雨(梅雨前線)	死者・行方不明者：4名 流出家屋：25戸 床上浸水：1,225戸 床下浸水：3,084戸
平成30年7月豪雨(梅雨前線)	床上浸水：2,226戸 床下浸水：3,842戸 (岡山市内)



### 新規事業 こみのの 小見野々ダム再生事業(実施計画調査に着手)

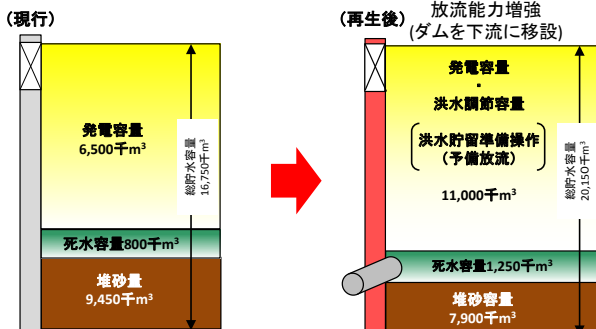
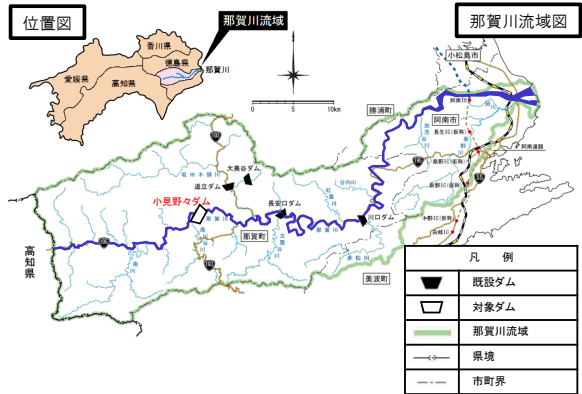
小見野々ダムの移設により治水機能の増強を行う小見野々ダム再生事業に直轄事業として新規着手(実施計画調査)する。

#### 事業の効果

河川改修と併せ、小見野々ダム再生事業を実施することにより、浸水被害を解消する。  
<河川整備計画規模の流量による被害軽減効果例>  
浸水面積：(整備前)約5,550ha → (整備後)0ha  
浸水世帯数：(整備前)約15,900世帯 → (整備後)0世帯

#### 事業概要

- 場所 徳島県那賀郡那賀町
- 【小見野々ダム(移設)】那賀川水系那賀川
- 目的 予備放流方式の導入、ダムの下流移設、上流域の堆砂除去による洪水調節容量の11,000千<sup>3</sup>mの増大(予備放流方式) 発電容量6,500千<sup>3</sup>m<sup>3</sup> → 11,000千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>(4,500千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>増)



#### 主な災害

洪水	主な被災状況
平成26年8月洪水(台風)	床上浸水：543戸 床下浸水：221戸



**税制 ① 浸水被害軽減地区の指定に係る課税標準の特例措置の創設  
(固定資産税・都市計画税)**

○洪水浸水想定区域内において、浸水の拡大の抑制を図るために、浸水被害軽減地区に指定した土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置を創設する。

**施策の背景**

- 洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物の保全是、浸水被害軽減に有効。
- 平成29年の法改正以降、指定促進の取組を行っているが、浸水被害軽減地区に指定しようとする範囲の全ての地権者からの同意が必要であることから指定が進んでいない。  
(令和元年8月末時点で指定は1箇所のみ)
- 与益者(地権者)と受益者(浸水想定区域内の住民)が異なるため、浸水被害軽減地区への指定と引き替えに与益者に対してインセンティブを与える必要。

(福束輪中 平成30年3月指定)



**要望の結果**

**特例措置の内容**

洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を、水防管理者が水防法(第15条の6)に基づき浸水被害軽減地区として指定を受けた場合に、当該土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を1/2~5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。(参酌標準:2/3)

**結果**

3年間(令和2年4月1日~令和5年3月31日)の特例措置を創設する。

**税制 税制上の特例措置の延長**

○以下の課税標準の軽減措置等の特例措置について、適用期限を延長する。

**浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長  
(固定資産税)**

**特例措置の内容**

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法で規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備(防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機)について、最初の5年間、課税標準を1/2~5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする(参酌標準:2/3)。

現行の措置を3年間(令和2年4月1日~令和5年3月31日)延長

**高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長(不動産取得税)**

**特例措置の内容**

高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に建替家屋を取得した場合に不動産取得税に係る課税標準から従前家屋の価格を控除する。

現行の措置を2年間(令和2年4月1日~令和4年3月31日)延長

**除害施設に係る課税標準の特例措置の延長  
(固定資産税)**

**特例措置の内容**

公共下水道を使用する者が設置した除害施設について、課税標準を4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減する。

現行の措置を2年間(令和2年4月1日~令和4年3月31日)延長

**省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充・延長  
(所得税・法人税)**

**特例措置の内容**

再エネ設備及び付帯的設備を導入することで、発電量の増加に資する先進的な設備投資等について、14%の特別償却を講ずる。

現行の措置を1年間(令和2年4月1日~令和3年3月31日)延長

# 水防月間について

## —洪水から守ろうみんなの地域—

5月1日～5月31日(北海道6月1日～6月30日)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

5月1日から5月31日(北海道は6月1日から6月30日)は、水防の意義及び重要性についてご理解を深めていただくための「水防月間」です。

我が国は、地形、気象などの自然的条件に加え、河川流域の急速な開発という社会的要因により、洪水等による災害が起こりやすい環境にあり、毎年、豪雨や台風などにより幾多の尊い人命と多くの資産が失われております。

昨年は令和元年東日本台風をはじめ、台風や梅雨前線等による大雨により、全国各地で甚大な被害が生じました。

これまでの想定を超える浸水被害が多数発生する中、安全で安心できる地域社会を実現するためには、水防団、消防団による水防活動に加え、河川管理者との連携、ハザードマップを活用した避難確保の取組、事業者や自主防災組織等による水防への参加など、「地域の防災力」の強化がより重要です。

国土交通省では、関係機関とともに、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資することを目的として水防月間を定めております。

水防月間中においては、ポスター、リーフレット等を活用して広報活動を積極的に展開し、都道府県、水防管理団体(市町村等)とともに、出水を想定した水防演習や情報伝達訓練の実施、水防資機材・河川管理施設等の点検・整備を行うほか、水防に関する展示会、講習会等の行事を全国各地において開催することとしております。

水防は、皆様の協力を得ることによって、その効果を最大限に発揮できるものであり、皆様の積極的なご参加とともに、「水防月間」へのご理解とご協力をお願いいたします。

## 令和2年度水防月間実施要綱

### 1. 目的

水防月間の実施は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資すること及び出水期を前にした水防体制の強化を図ることを目的とする。

### 2. 期間

令和2年5月1日(金)から令和2年5月31日(日)まで(北海道にあっては、令和2年6月1日(月)から令和2年6月30日(火)まで)

### 3. 主催

国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体(市町村等)

### 4. 後援

防衛省、警察庁、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本放送協会、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、日本赤十字社

### 5. 協賛

全国水防管理団体連合会、公益社団法人日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人建設広報協会、一般社団法人全国海岸協会、公益社団法人全国防災協会、一般財団法人河川情報センター、全国建設弘済協議会

### 6. 運動のテーマ

洪水から守ろうみんなの地域

## 7. 月間の重点

### (1) 水防の重要性の普及と水防訓練の実施

※特に、防災関係機関をはじめ地域住民・企業等多様な主体が参加する水防訓練の実施

### (2) 水防体制の強化

※特に、水防警報等の情報伝達体制の確保及び重要水防箇所の周知徹底

### (3) 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

※特に、堤防、護岸、堰、水門、樋門、閘門等の点検整備

## 8. 実施概要

水防管理団体、国及び都道府県（以下「水防管理団体等」という。）は、出水期を前にしたこの月間に、以下の活動を実施するよう努めるものとする。

ただし、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されている状況であることを踏まえ、今後の状況によっては、当該実施要綱の変更を行う可能性がある。

### I 水防の重要性の普及と水防演習等の実施

#### (1) 広報活動等の推進

①水防管理団体等は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道関係機関の協力や、インターネット、広報誌、ポスター、パンフレット等を活用し、水防の意義及び重要性並びに水防月間の実施の趣旨が地域住民に十分に普及・浸透するよう、効率的、効果的な広報活動を実施すること。また、広報の素材となる写真・動画等について、訓練や実際の水防活動の際に収集しておくよう努めること。

②水防管理団体等は、洪水、内水、高潮、津波等による水害に対する住民等の防災意識を高めるため、水防に関する講演会、シンポジウム、展示会、水防学校等の各種行事を実施すること。

③都道府県は、想定最大規模の外力に関する浸水想定区域等を速やかに指定・公表するとともに、国及び都道府県は、市町村と連携し市街地・住宅街等における想定浸水深等の表示の推進に努めること。

また、国及び都道府県は、想定最大規模の洪水等により家屋が倒壊・流失するおそれがある区域を公表した場合は、市町村と連携し説明会を開催すること等により住民への周知を徹底すること。

④市町村は、水害時の住民等の円滑かつ迅速な避

難の確保を図るため、住民等が自ら浸水リスクについて確認出来るよう、想定最大規模の外力に対応したハザードマップ等を作成・公表するとともに、一層の周知徹底を図ること。

また、過去の洪水等による浸水実績等の把握に努め、これを把握したときは、水害リスク情報として住民等へ周知すること。

河川管理者は、水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう必要な情報提供・助言等を行うこと。

⑤市町村は、浸水想定区域内にあり、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要が認められる地下街等及び要配慮者利用施設で、未だ市町村地域防災計画に定められていない施設がある場合は早急に市町村地域防災計画に定めること。また、市町村地域防災計画に位置づけられた施設の所有者又は管理者に対しては、利用者の避難確保や浸水防止の計画作成や訓練の実施、自衛水防組織の設置が推進されるよう積極的に働きかけること。

⑥水防管理団体等は、洪水に対しリスクが高い区域について、ホームページへの掲載や市町村の広報等を通じて、住民等への周知の徹底を図ること。

⑦水防管理団体等は、水防団員の確保のための住民、企業、団体への積極的な広報活動や協力依頼等を実施すること。

また、サラリーマンである水防団員が支障なく水防活動に従事できるように、水防活動時の休暇の取扱いについての配慮等所属事業所等への理解、協力等の積極的な働きかけを実施すること。

⑧水防管理団体等は、永年功労や水防活動への従事のみならず、水防技術の向上・伝承、水防体制の整備・水防思想の普及等、水防に関し顕著な功績のあった個人又は団体に対する表彰を実施するとともに、市町村の広報誌に掲載する等により、広く周知を図ること。

#### (2) 水防訓練等の実施

①水防管理団体等は、河川管理者をはじめ警察、消防、自衛隊等の関係機関と協力した洪水時における相互の連携による水防体制の強化、水防団・消防団の水防工法・技術の習得・向上、住民の水防に関する基本的考え方の普及や水防意識等の高揚を図るため、水防訓練を実施すること。

②水防管理団体等は、河川特性、流域特性、実際の



水防活動の経験談等を関係者間で共有するとともに、河川の特性を踏まえた水防工法訓練や、水防に関する新技術の普及、導入に努めること。

- ③水防管理団体等は、水防訓練の実施に際しては、将来の水防の担い手となる小学校児童や中高大学生を含む多くの地域住民、建設会社を含む企業、NPO等に参加を呼び掛けるとともに、複合災害等も想定した実践的な訓練となるよう努めること。
- ④水防管理団体等は、水防訓練の実施に際して、特に災害時の協定を締結している建設業者・建設関連業者等の参加を促すとともに、建設機械の展示や乗車体験等、建設業者を身近に感じられる取組を行うなど、将来、水防協力団体の指定につながる建設業者等と水防管理者の連携・協力関係の構築を図ること。
- ⑤水防管理団体等は、水防訓練の実施に際して、大規模水害を想定した情報伝達、水害対応タイムラインに基づく水防活動（水防団員自身の退避等の安全管理行動を含む）、水防団・水防協力団体・自主防災組織・福祉関係者等による住民への避難の呼びかけや避難誘導など、実践的な訓練となるよう努めること。
- ⑥水防管理団体等は、洪水等による水災時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップ等を活用した住民参加による避難訓練を実施すること。
- なお、訓練は、可能な限り高齢者や障害者等の要配慮者本人の参加を得て実施するとともに、夜間の避難等も想定して避難経路上の危険箇所の確認を行うなど、実践的な訓練となるよう努めること。
- ⑦水防管理団体等は、市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等が行う、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水防止のための訓練の支援に努めること。
- ⑧水防管理団体等は、必要に応じ水防専門家派遣制度を活用し、水防に関する高度な知識及び技能の習得が図られるよう水防研修会等における講義、討論、実習等研修内容の充実に努めること。

## II 水防体制の強化

### (1) 水防警報等の情報伝達体制の確保

水防管理団体等は、水防警報、洪水予報、特別警戒水位到達情報等の水防情報の迅速かつ的

確な伝達を図るため、関係各機関との通信及び連絡に必要な機器及び施設の点検整備を行うとともに、量水標管理者、水防団及び消防機関等と連携した総合的な情報伝達演習を行うこと。

特に、洪水時における通信機能の低下や混乱に備えた無線機器による情報伝達訓練及び避難勧告等の発令を含む水害対応タイムライン等を活用した情報伝達訓練を実施すること。

また、市町村にあっては、住民及び市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等、自衛水防組織に対する洪水予報等及び避難勧告等の確実な伝達を図るため、情報伝達訓練を実施するとともに、伝達する各情報の意味すること等について、周知を図ること。

なお、水害対応タイムライン等を活用して情報伝達訓練を実施した場合、訓練により明らかになった課題を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等の見直しを行うこと。

### (2) 水防資器材の点検、整備

水防管理団体等は、水防資器材の点検を行い、地域や河川の特性を踏まえた資器材の整備を図るとともに、整備結果等を踏まえて水防計画の見直しを行うこと。

### (3) 重要水防箇所の周知徹底等

河川管理者は、洪水時に迅速かつ的確な水防活動の実施が図られるよう、水防管理団体、水防団、自治会等と共同巡視を行い、重要水防箇所の周知徹底を図ること。また、氾濫危険水位を設定した箇所の水位と水位観測所等の水位との関係や、氾濫危険水位を設定した箇所毎の想定される浸水区域、浸透・侵食に関して特に注意を要する箇所等、水防に必要な情報共有を行うこと。

### (4) 河川管理と水防の連携強化

河川管理者は、水防管理団体に対し、人員の応援や資器材の提供、水防管理団体が実施する水防訓練への参加等、水防活動への協力体制を確保すること。

### (5) 水防活動従事者の安全確保

水防管理団体等は、水防活動従事者の安全を確保するため、水防活動従事者の退避ルールの確立に努めるとともに、水防訓練等の機会を利用して無線通信機器やライフジャケット等安全装備の点検・整備を実施すること。

### (6) 水防協力団体制度等の活用

水防管理団体等は、自主防災組織や企業等に水防協力団体制度の活用を提案することなどにより、水防への参画を促すこと。

### (7) 民間事業者の水防活動への参画の推進

水防管理団体等は、水防活動を行う民間事業者の緊急通行、公用負担の権限が付与されたことを契機として、洪水時等に円滑な水防活動が実施できるように、水防管理者と民間事業者の間で、あらかじめ、水防活動を含む災害協定等を締結することに努めること。

## Ⅲ 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

水防管理者等は、河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めること。

河川管理者においては、一層嚴重に河川を巡視するとともに、河川管理施設、許可工作物の安全性について点検し、以下について実施すること。

(1) 危険と思われる河川管理施設等については、速

やかに補強工事その他の適切な措置を講ずること。

(2) 許可工作物については施設管理者による点検、整備を十分行わせるとともに、その状況について河川管理者への報告を求め、施設管理者の立会いのもと、点検の結果を確認する等適切な指導監督を行うこと。

(3) 堤防、護岸等については、損傷や変形、浸透、侵食など施設の状態を確認するとともに、近年の集中豪雨による災害に係る被災箇所については、嚴重な警戒を行うこと。

(4) 堰、水門、樋門、閘門等の工作物のゲートの開閉状況、取付護岸の維持状況、樋門周辺の空洞化状況及び下流側の河床低下の状況等について重点的な点検を行うこと。

なお、津波や整備水準を上回る洪水、高潮の発生時において、水門等を操作できない状況が生じる場合があるので、河川管理者は水門等の状況や操作の考え方について水防関係者等に十分に説明するとともに、防災訓練など各種機会を通じた情報提供により、住民への周知を図ること。

